

ISSN 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 14 集

1 9 9 0

福岡

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 14 集



1 9 9 0

福 岡

序

当歴史資料館における事業は、資料の収集と整理・保存、資料の展示公開、及び資料の専門的な調査研究を行うことが主なものであります。なかでも、その基礎となるのが調査研究であります。そしてその成果を公表するのが研究報告であります。

開館以来、研究報告も関係各位の御協力により、第一四集を重ねることができました。

特に、今回は福岡市博物館が開館するに伴い、当歴史資料館は、平成二年三月三十一日を以て閉館することになりましたので、研究報告も最終となります。そこで、第一集以降の目次も併せて掲載し、研究の便宜に供することにいたしました。

なお、当歴史資料館の建物は、重要文化財にふさわしい活用が図られますので今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

歴史資料館協議会委員、及び関係機関の方々をはじめ、市民の皆様のこれまでの温かい御指導と御援助に対し、心から感謝し厚く御礼を申し上げます。

平成二年三月三十一日

目 次

浦庄屋資料としての柴田文書	高田茂廣	1
漢金銅印小考—漢魏晋代言印の材質をめぐつて—	塙屋勝利	19
金印その他の螢光X線分析	坂井光子	42
名島古墳調査報告	田上光子	42
曾成本柳後池根瀬田沢藤崎田正光一 謙和子	坂井光子	42
74		

福岡市立歴史資料館研究報告総目次

第一集 一九七七年三月

腕輪二題

三島

島格

考古学・柏屋平野

三島

島格

—新発見の鋸型と鏡の紹介をかねて—

三島

島格

福岡藩の 青柳種信の研究 (一)

三島

島格

国学者

—その年齢的素描—

三島

島格

第二集

一九七八年三月

三島

島格

諸岡遺跡出土朝鮮系無文土器の胎土分析

三島

島格

野方中原遺跡の遺物 (1)

三島

島格

—A溝出土の土器—

三島

島格

福岡藩の 青柳種信の研究 (2)

三島

島格

国学者
—拾卓を廻る人影—

三島

島格

第三集 一九七九年三月

三島

島格

館蔵本「豊前・筑前其他出土考古品図譜」解題

三島

島格

福岡藩の 青柳種信の研究 (3)

三島

島格

—波津島訪人日記—

三島

島格

第四集 一九八〇年三月

三島

島格

「豊前・筑前其他出土考古品図譜」の関連および追加資料

三島

島格

人面付銅戈

—人面と鉤かけ—

再発見された「大山文書」

後 藤 直
吉 川 岷

筑前国怡土庄王丸氏について

吉 良 国 光

—福岡市立歴史資料館蔵「王丸文書」の紹介をかねて—

第五集 一九八一年三月

青柳種信の研究 (四)

筑 楠 豊

竹崎季長黒功経説 (一)

後 繩 直

—三鶴南小路と井原鏡溝に関する資料—

三 後 藤島 直

旧下座郡・夜須郡出土の鏡二面

後 繩 直

—山田正修氏資料—

三 後 藤島 直

第六集 一九八一年三月

高 田 茂 廣

山崎文書と箱崎浦

佐 々 木 哲哉

直 格

能古島白鬚神社の宮座

佐 々 木 哲哉

福岡市八田出土の鋳型

—資料の観察—

高 田 茂 廣

直 格

福岡市立歴史資料館が保管する鏡の鉛同位体比

第七集 一九八三年三月

高 田 茂 廣

直 格

浜崎浦善右衛門のルソン島漂流事件について

近世飯盛神社の年中行事

佐 々 木 哲哉

直 格

青柳種信の考古資料(1) ······

後 繼 直

第八集 一九八四年三月

壇の浦・弘浦。と松田文書 ······ 高田茂廣

資料館における 民俗資料収集試論 ······

佐々木哲哉

青柳種信の考古資料(3) ······

—金印に関する資料—

福岡市能古島の考古資料 ······

後 繼 直 塩屋勝利

第九集 一九八五年三月

筑前地方の荒神と荒神祭り ······

佐々木哲哉

近世の志賀島

—金印問題を中心にして—

金印出土状況の再検討 ······

高田茂廣

漢・魏・晋代における「盗夷印」の鉄形について ······

第一〇集 一九八六年三月

宮崎八幡宮の神幸行事 ······

佐々木哲哉

筑前壇の系譜 ······

高田茂廣

文政五年三雲雨小路発掘記録の新資料 ······

—青柳種信宛て児玉珠の書状について—

塩屋勝利

第一集 一九八七年三月

八朔習俗考—博多の八朔節句とその周辺—

佐々木哲哉

玄界島の流人と文学

高田茂廣

漢代蓋裏印と出土例に関する覚書

塙屋利勝

第二集 一九八八年三月

鳥羽八幡宮の宮座と神饌

佐々木哲哉

西海捕鯨遺文

高田茂廣

玄界島の海底陶磁

塙屋利勝

第三集 一九八九年三月

筑前五ヶ浦廻船の諸記録

高田茂廣

中國出土王莽錢に関する覚書

塙屋利勝

高田茂廣

塙屋利勝

高田茂廣

塙屋利勝

高田茂廣

塙屋利勝

高田茂廣

塙屋利勝

高田茂廣

塙屋利勝

浦庄屋資料としての柴田文書

高 田 茂 廣

一 西浦について

西浦（福岡市西区）は糸島半島の北端の西側に位置する。農村部と漁村部に分かれており、近世においては郡奉行の支配下にある西浦と浦奉行の支配下にある西浦に分かれていたが、明治初頭に村と浦が合併して西浦村となり、明治二二年には宮浦村・小田村・草場村・玄界島・小呂島と合併して小田村（同二九年に北崎村と村名変更）となつた。その後昭和三六年に福岡市と合併する。

漁村としての西浦がいつのころ成立したかは明らかではないが、慶長十年（一六〇五）に黒田長政が浦々に出した榜にはすでにその名が揚げられており、中世後期にはすでに存在していたことは明らかである。また『筑前国続風土記』には次の記述がある。

「唐泊より山路一里西北にあり。海上は一里半あり。当初は爰に民居なし。いつの時にかありけむ。対馬の宗氏なりし人の子嫡庶をあらそひて戦を発しけるか、討勝し者、打負たる者を殺さんとせし故遂去ぬ。漁人左近四郎と云し者舟を裝て是に乗せ筑前に来れり。其遠孫今もあり。に西浦に行き室を築きて住せり。其所を木末と云。其遠孫今又有。是西浦民居の初なりと云。」（後略）

近世における筑前の浦は、その大半が海運業中心の浦であった。古代から外國に接し、中世においては元寇などの外敵にも対峙し、松浦覚や宗像水軍の伝統もあったのである。そうした中で西浦は漁業によつてのみ生計を立てた浦であった。

浦として良い港にも恵まれず、外海に直接面した西浦は漁船などを持つことは無理であったが漁場には恵まれていた。したがつて決して豊かな浦ではなかつたが旧志摩郡においては最大の漁村と

なり、漁船の数も最大を誇った。このような西浦の実態を示すのが柴田文書である。

二 柴田文書について

西浦において幕末の一時期を除いて代々浦庄屋を勤めた柴田家は「表」という名称で呼ばれ、現在でも漁業を営んでいる家である。

この家に残された文書は九七点であり、その總てが近世文書である。その内容を示す目録は「福岡市歴史資料所在確認調査報告書」(一九八二年、福岡市立歴史資料館)に載せているが、漁村資料として非常に重要なものである。

その中から数点を選んで次に載せる。なお、この文書は柴田家に保存されているが、コピーは福岡県立図書館で閲覧できる。

*次の各資料の番号は整理番号である。

1 「船法度卷物之事」

中世以降、全国的に流布された「運船式目」や「舟法度」のひとつ。筑前でも数点が確認されているが「日本海法史」(住田正一、昭和五六年、五月書房)に紹介されたものと相違するところが多いので載せる。

2 「平岩右膳様御通浦前御調子之口上書上帳」

福岡藩内における俵物の生産を調査するために巡査したときの資料である。

3 「仕上げ書物之事」

西浦における商船の存在を証明する唯一の文書である。同時に商

船の福岡港入港の手続きや積荷の内容等も判かる。

5 「諸上納増減書上控」

弘化三年(一八四六)当時の浦の税制と西浦の納税実態を知る事ができる。

6 「志摩郡西浦人私帳」

文政六年(一八二三)における西浦の人口動態を知る事ができる。筑前では近世初頭以来、各地に歳が流れ寄った記録が残されているが、その處理方法を示す。

7 「志摩郡西浦人私帳」

文政六年(一八二三)における西浦の人口動態を知る事ができる。なお、この文書と対応するものとして明治四年の「西浦宗旨改帳」(山坂文書)がある。

8 「御用状野北浦間通」

嘉永二年(一八四九)一月十一日から翌年の一月十日まで一年間の西浦・野北(糸島郡志摩町)間の通帳である。当時の通達や情報の伝達方法、社会情勢、浦庄屋の勤務の実態をデーターとして示す資料である。

10 「□□上ル書物之事」

表題及び最初の行の一部が欠落しているが宝永六年(一七〇九)

の文書であり、柴田文書の中では最も古い。

浦における火災の處理に関する文書であるが、近世初頭に浦庄屋の名称であった「弁指」の語がいつまで使用されていたかを示す資料である。

11 「乍恐西浦奉願口状之覚」

西浦・唐泊両浦間では度々漁場に開する紛争があつたが、元文二

年（一七三七）のこの文章はその最も古い資料である。

13 「乍恐再應御願申上ル口上之覚」

小呂島の浦の発生を証明する文書である。

16 「西浦頭取中百姓中御受合申上ル事」

近世の浦や村で行われていた譲の実態を示す資料である。

27 「乍恐申上口上之覚」
筑前の浦では毎年のように水夫役を差出していたが、水夫の実態の一端を示している。

31・32・33 「請合申一札之事」外二点

近隣の村や浦との金錢貸借を示す資料である。金額的にも大きく、

当時の西浦の経済活動の一端がうかがえる。

資料

1 「寛延元年辰十二月

船法度卷物控

菜田」

船法度卷物之事

一寄船渡舟者其在所之神社佛寺可為修理事、

若其船於有東物筋船主可為退事、

一於漁業船損たる時從其所漫たる物をほし

船頭可渡也、為其二帆別役仕度を買たる

上者其主として不有亂事

一繫船或多有之大風ならず從其村加勢をせは

先風上なる船ニいかに風下え船網碇石とい

ふ共風上之船流れかへらば乃船頭とむへ

からず、若風上之船おのれと網をきり風下

之船なからかへり二般ともに損するならば

風下より風上之船別面存分可有之事、

一渉走時、風下の船ニ乗懸りつき沈る時者風

上に密人成共損たる船より乗移たらハ風上

之船けか可為事

一本船枝船之時、本船之荷物を捨、枝船之荷

つ、かなま時は配當可有之事、枝船之荷捨

本船無恙時者枝船の配當本ニかへるましき

事、故ハ親のおろかハ子に懸り、子のおろ

かハ親の掛る夏無之故也、

但、最前枝船本船積合之時、互乗兼約束之

上ヲ以可有沙汰事

一船を盗まれ或船船ニとられ北國の船は西國

ニ有西國之船は北國ニ雖之此船を買取廻

船頭可渡也、為其二帆別役仕度を買たる

上者其主として不有亂事

一繫船或多有之大風ならず從其村加勢をせは

先風上なる船ニいかに風下え船網碇石とい

ふ共風上之船流れかへらば乃船頭とむへ

からず、若風上之船おのれと網をきり風下

之船なからかへり二般ともに損するならば

事、若船付於有之ハ借手不及弁事、但船付
の者塩時に立かへと理ル所と於油断ハ弁た
るべき文

一桟柱損たる時者借手可弁事、
但桟柱に疵あらハ借諸時船主ニ理りたる時

ハ不及弁事

一綱をきらしたる時は不及弁事、

但、取はつしておとしたらは可弁事、碇を

おとしたらは可弁事

一諸道具請取申、又返す時、前之注文引合返

可渡文、若其内不足時者勿論弁へき文

一漁にて乗組出船をする、まさる而出船をして

かわりに付たる沙汰ハ假親子の間にてもふ
かくたるへき文

一借り船をして若船損たりといふともかりて
弁さるへき事、但船貨をすめず船主之分別

なき所を押え出版仕、其船損たる時ハ借り

の弁さるへき事、但船貨と證、其船損たる

時者船主違乱有間錯事

ハ荷を捨たる故に船助かる時ハ配当かゝる

時者借主弁可申文

西浦

ましきにもあらず
一荷を捨行所へ不行來廻り配当有時者在所

一船に荷を積、船頭ニ積日記ヲ以不渡物ハ假
之貲所之價を引合配当すへき文

一荷を捨行所へ不行跡ニも不戻、中途にも

配当せは其の貯手たるべき事

一船に荷を積、船頭ニ積日記ヲ以不渡物ハ假
金銀捨たるといふとも惣の配当ニ不可入事

一積日記船頭渡時乗衆何も加判有之、是

にはつれたる物ハ脚配當に入候、但、船
中てんけんの上ヲ以残たる時積日記に不入

といふとも配当ニ可入事、捨たる時者曾テ
不入事

一船を借りて戻すにも、又荷物ヲ積運貨を取
たる時に可船主ニケ一進退たるへき文、但

船借り候時、戻の荷物迄も積可申と約束之
時者船主異儀有間敷事

一船を借り船頭行元ニ面公費有て船を出らる
・時ハ船頭弁たるへき事

一船ヲ損サして命助かりて雖其内毫人かしこ
くて金額たはきみたりといふ共、慇中おい
ろひ不可有之文

一粗米を積、又唐物を積合たる時、荷を捨時
若唐物積たる荷主我唐物ヲ捨たハ粗米に
配当不可掛文、あわて、粗米を積たる主、
或ハ船頭或ハ水主彼唐物を捨たる時勿論

配當に可入事、唐物積たる時粗米を捨すし
て我唐物を捨たる時者何を内に包て唐物と

申共不知と云沙汰有之故也
一船を借り、すべてたつる時、船を焼破たる
一船を借りて戻すにも、又荷物ヲ積運貨を取

一荷を積テ沖ニ而或ハ渙などに懸りて船に火
を出したる時ハ沖ニ而大風ニ二船を捨たるに
同沙汰たるへし、但火を出したるハ可為越
度事

一船に荷を積テ水主取送仕たる時ハ船頭弁へ
き文、但、其水主を捕へ荷を荷主渡たる時
者縱取送の荷物ちん／＼たりとも船頭の弁

二不及事

一船をかり、借手により相違作者船賃約束の
ことく相渡ス者也、其時ハ右之船上下仕戻
間ほと其船をすへ置也、但本の船主上駆ニ
而少しの運物を以相證ニて右之船行方成と
も指物也

一船を借り外時、借シ手より相違作者右之船
ほとなるを借替相渡、我船ヲ請取者也、

船をかりて約束之所より又其さきへゆき來
たしの船賃可立事、船損して縫在所ニ而船

貸すまし外とも船弁たるへき事

一右三拾毫ケ條之儀、貞応元年亥未三月十六
日二兵庫社村新兵衛、土佐浦ノ篠原保左衛
門、藤原坊津飯田備前、天下ニ被召出外而
船法御尋之時申上ル即御被判被成外者也、

□□の法ハあれ共法をまるる理不可有、此
三拾一ヶ条之沙汰引合ヲ以其沙汰可有者也

寛延元年辰ノ十二月四日写ス

一御用貨物 織錦

当浦仕上申外事
一但、五月頃々取上ケ仕立 翌三月頃相納

ト事

一御用貨物 織錦

当浦仕上申外事
一人家数 百七拾八軒

一漁人 百武拾人

但漁業専仕外分

一御用貨物 織錦

但漁業専仕外分

首瀬

当浦永崎地方方三丁程

但出居申付

莊鳴

当浦先ノ浜地方方式工程

煙吉瀬

当浦野北浦兩浦地

但出居申付

○

但海込二御座付

一當浦々上ミ唐泊浦江海路凡毫里半程

○陸路十五丁程御座付事

但岡通リニ付へは通り筋ニ西浦村・宮浦

村・宮浦御座付事

一當浦々上モ野北浦江海路凡式里程、陸路武

里程御座付事

但岡通リニ付へは通り筋ニ西浦井村・野北

村御座付事

一當浦江左之通り寺社御座付事

氏神

五十猛命

白木大明神社

御神号

蛭子命

恵比須ノ社

真宗

西照寺

○寺社無之浦ハ其段本文ニ書記付事

一御通り筋ニ有之岡分寺社左之通りニ付事

誠園社

野北村分

西宮社

桜井村分

何宗

○何々寺

何村分

桜茶

德門寺

宮浦村分

一御休所二相成付家居、當浦何かし何かし
何かし方ニ仮成ニ相調可申哉□ヲ□候事
一御休泊所三相成付家居、當浦江無御座付事
一御休泊所二相成付家居、當浦江無御座付間
間分ニ御手當被仰付可成付
一御分江御宿家有之所ハ此通ニ御調可被
成付
右之通相調子書上申付處相違無御座付
午十月 西浦庄屋 勤三郎 大庄屋
大庄屋
貞六歲
御勤定平岩右膳様、煎海風干鮓出方為御調
子、近々御運浦之客ニ付、此節ハ灘邊海上
之様公儀御見分御座付間、長崎会所役人
付添有之付、御運浦中御奉行御出方被成付
御付通リハ許山御氏、尚又御不足ニ方付
誠も有申候、右御休泊ニ相成候家居御調子
可被成付、數軒御入用ニ付、其御心得可被
候、右之外口々前御調子之策ハ別紙書上帳
案文之ケ條之通付、夫々御□儀有之御書出
可被成付、急々御入込之儀也可有御座ニ付、
早々御吟味申出ノ様被仰付付、依之右書上
帳控御添、米ル廿五日切替り大庄屋方江無
延引御差越可被成付
一龍海風・干鮓・醸餅付御調子も申来候へ
共是ハ此方手元江相知居候え、浦々分一同

二書出可申付

一諸諸只今出来立分有之付者、來ル廿五日切

掛リ大庄屋方江御納可被成付、無是浦ハ其

程差の書ヲ以御申出可被成付、已上

已刻出ル

十月廿一日 大庄屋 貞六

廿二日寅上刻かつら 大庄屋 秋枝助次郎

廿三日寅刻猪崎 大庄屋

廿四日寅刻から泊 大庄屋

金内新左衛門

十月廿四日朝寅刻付ニ而唐泊付送來

卯刻野北浦へ送り出ス

3 「仕上付書物之事」

一今姓 公義被仰出付之唐紅毛相渡荷物抜荷御改之

儀、承知奉畏付、然者私共浦々福岡・博多

當用之品々為貨物、永々運越船番仕事付

才不仕、相仕過次第直ニ引取申儀ニ御座付、

尤右之船拔荷少粉敷不正之荷物横上付儀ハ

勿論、船之船底も右件の儀仮初ニ拂不

申様船頭中へ嚴敷申聞、出船着者共船改仕

付上□□□之儀無御座付様可仕付、何之庄

屋手元付差出書付以御届可申付、若粉敷

儀有之ハ私共如何林之越度被仰付付共一

言之御断ケ聞教儀申上聞教付、何□為後日

證書物如件

文化三年八月 經済々西浦迄

庄屋中

波戸場

御改御役所

波戸場

御改御役所

一同三拾六匁八
唐津上使立年賦

御遊漁立押借年賦浦
田

菜種赤干鰯兩口年賦

一同武匁三分八

右同

一当浦何之船何人乘
福岡江何品質物二疊起申

4 「弘化三年
諸上納増減書上控
午九月
西浦」

差出

卜以上

寅何月何日

何浦庄屋

何かし

波戸場

御改御役所

差出

一当浦勘右衛門船四人乗、博多江油・酢・醬
油・木綿・紙類・米賃兩二疊起申合・尤右
代物之内糖式始儀、酒ノかす拾四疊積入參
申外已上

寅九月十九日

西浦庄屋

逸八

一銀武百四拾目
内
銀百武拾目
同百武拾目
右之通増減無御座候以上
午九月
大庄屋
伝四郎殿

漁船四拾八艘

當午十一月納
未四月納

右之通増減無御座候以上
午九月
武右衛門

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
大庄屋
伝四郎殿

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
武右衛門

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
大庄屋
伝四郎殿

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
武右衛門

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
大庄屋
伝四郎殿

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
武右衛門

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
大庄屋
伝四郎殿

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
武右衛門

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
大庄屋
伝四郎殿

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

右之通増減無御座候以上
午九月
武右衛門

西浦當午十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上
仕事

6 「文政九年
流蟻一件諸控
皮二月十二日」

西浦古御莊進申上ケ件事

二 当浦抱海ニ鱗流居合ヲ漁人共見出合而私手

元江相属外間、早速ニ浦船數艘潛寄ニ差出

断
千四一日兩半高右同
断
寸志夫貢錢 2

御免引水夫銀錢

庚一月十二日

長三 印

寅五月十九日

逸八

一錢

御免引水夫銀錢

西浦庄屋

大庄屋

与次平様

西浦方御註進申上ル事
一、昨十一日当浦抱海ニ錦流介を見出付ニ
付、浦船數差出漕寄申置付、此段御届

ケ申上付 以上

西浦庄屋

戊二月十三日

長三 印

早良志摩怡士
御部代
御役所

半切紙二認メ

從西浦申遣付、昨十二日当浦抱海ニ錦流居

合をたばらと申所江漕寄居申付間、一刻も

急ぎ入札拂ニ仕苦二付間、其浦々商人中印

判為致并別紙案文之通差出書御委、明後十

五日五ツ時限御差出可被成付、刻限過候得

ハ致開札外間、急キ罷出付様御申付可被成

付 以上

大庄屋代
唐泊庄屋

佐市 印

寅 二月十三日

右之通文段ニ而唐泊ノ御崎送

野北ノ辺田送

双方ニ通文差廻シ付事

追面申述付、此通文割付ヲ以御急速

前り御返ニ可被成付、出方商人被見
改入札致付様御申付可被成付 以上

立紙ニ面
西浦客歸入札商人差出申候名附之事

一何人ハ

右之者入札拂御付可被下付、落札ニ相成付

ハ、代錢御極日限之通無還済上納為仕可申

付 以上

何浦庄屋

何かし○

何かし
何かし

何かし

何浦庄屋

何かし○

何浦庄屋

一金相場壹兩ニ付百拾六文替江

一商人宿賄錢小之義ハ銘々私之事

一落札之面々各代錢上納之日切受合書物、其

浦庄屋受合之莫利取差出可申付事

一何人ハ

一西浦抱たばちと申所へ錦漕寄居申付段申出

付ニ付、大庄屋代勤被申付、早速提出見分

仕外處、誠ニ縫之皮身識餘骨計リニ相成居

申付而何候と申義相分不申候、御定法之通

浦々之商人共召寄、早々入札申附様可仕

候、此段御達申上付、以上

一西浦抱たばちと申所へ錦漕寄居申付段申出

付ニ付、大庄屋代勤被申付、早速提出見分

仕外處、誠ニ縫之皮身識餘骨計リニ相成居

申付而何候と申義相分不申候、御定法之通

浦々之商人共召寄、早々入札申附様可仕

外之義二付候イ無之候先清付見分之受免も
角茂可致との義ニ付、漸々清付來リ付、依
之私共遂見分付処、誠ニ骨計全ク有之、其
余ハ皮身羅耗ハ少々免相残り居申付、尚又
私共方船々登設義外処、中出ニ相違無御座
付、十一日十二日海上も長闊ニ付、往来之
旅船追々存分ニ切取付旨相見ヘレ、清船之
者共少も手差不申付、然ル処大庄屋代とメ
唐泊浦庄屋佐市殿御勤之上、尚又威重ニ
御才判有之、近村浦之見物之諸人及見居申
付義ニ付、疑敷義無御座付、然ル処織残り
分之品、只根腐り外間、芥屋村々魚伐四人
雇入取扱を半日ニ相仕通、嚴重圓ひ外而番
人付置申付、若又当浦切益を露置、後日相
知レト節ハ私共迄如何林ニ茂可被仰付、
依之為後日書物仕上外乞如付

戊二日

西浦頭組

大庄屋代
佐市殿
同浦庄屋
長三

一西浦江流寄付娘最前中上外通皮身羅耗骨相
残分機二付、重疊吟味仕付是、清考付後粉
敷義無御座付二付、去十五日新町浦船商
人中呼出シ入札仕付是、別紙帳之通高札前
西浦喜平・加六・市康・善吉・五三郎・又

五郎江相渡申付、以上
右之通御達申上外、以上
大庄屋代

唐泊庄屋
佐市

早良志摩怡士
御藝代
御役所

御藝代

別紙帳面上書左二

手号

西浦江流寄號一件諸事控帳
一月

娘懲長凡五尋

右ハ上藤ノ據送下藤無
之付

但皮身凡毫步通

識凡 三歩通

骨八 相捕

右入札之事

一六錢四百拾七匁八分八
厘 桶浦 三四郎

（以下人名略）
武助

一同四百拾三匁或分五厘
同浦 (二名)

浜崎浦 (三名)
文政九年
成月

一同四百五拾五匁五分五
西浦喜平・加六・市康・善吉・五三郎・又

原今津浦 (八名)
大庄屋
与次平殿

一钱七百八匁五分
宮浦 (四名)

一同六百八拾五匁式分五
原唐泊 (二名)

一同七百拾五匁分五厘
西浦 (六名)

一同五百五拾目五厘
同浦 (四名)

一钱七百拾五匁分五厘
内

右八三歩武
御浦沿江上納仕ル分

钱四百七拾六匁七分七厘
右八三歩武
御浦沿江上納仕ル分

钱四百七拾六匁三分五厘
右八所中相渡ル分

右之通相違無御座付
以上

西浦庄屋
長二

戊二月 大庄屋代
唐泊庄屋
佐市

7 「文政六年
志摩郡西浦人拂帳
三月
浦ヒカエ」

女三百三拾六人

合人數拾三人內 男八人
女五人

一下油急船老通
正月十一日

一玄界西御定番老姫鳴御定番江式通
ノ三通 正月十三日

去春宗旨御改之時、當浦宗旨候二書載申人
數也

内拂

拂拂書上申事

一男老入 貞藏男子 喜助

文政元年寅十月方居浦櫻出行方相知不申二

付御願申上私拂二仕

一男老入 七次甥 伊助

文政元年寅十一月方居浦櫻出行方相知不申

二付御願申上私拂二仕

一合男式人 御部代御盡拂取上

一死人之事

一女老入 去二月廿七日果 好右衛門女せつ
(他に二十八人分略)

一合男拾六人 銘々且那寺結縁燈拂取上

一合女拾六人 男拾五人

一合女拾六人 男三百七拾三人

一合女三百武拾人

一残而人數六百九拾三人

一九助女子くら

一女老入 去四月生

一一座子之事
(他に十二人分略)
一合男八人
一女五人
一追面帳二書載不申分入人帰參人并產子共

一下油急船老通
正月十一日

一玄界西御定番老姫鳴御定番江式通
ノ三通 正月十三日

都合人數七百六人內 男三百八拾老人
女三百武拾五人

一下油急船老通

一大庄屋開次カ熟文三通
ノ五通 正月十四日西刻

一御用帳式通

一大庄屋殿熟文老通

一小使カ岐志同役ハ老通

一御四口 正月廿一日

一御用次カ熟文式通

一御同人カ岐志同役并來助殿ハ武通

一御同人カ岐志同役・新町同役ハ老通

一玄界御定番老姫鳴御定番ハ老通
ノ六通 正月廿四日

一流人根米箱・御改所カツ

一濱田五郎左衛門様ハ・濱田勤兵衛・濱田市

一大夫様ハ武通

一野村才之佐様カ桑野喜右衛門様ハ老通

一山下弥兵大様カ姫鳴御加子喜市ハ老通

一古川武藏様カ野北定平ハ老通

一義育方カ野北同役ハ老通

一下浦漂流船老通

一清竜院カ桑野喜右衛門様ハ老通

一占部文六様カ濱田五郎左衛門様ハ老通

一横浜同役カ岐志同役ハ老通

一手元方船越同役ハ老通

ノ五通 一月四日

一外二

一玄界御定番老姫鳴御定番ハ老通

一正月十一日

一正月十一日

一大庄屋聞次方触文老通

一御同人方御手元江老通

一武通

一月六日

一小田様方姫鳴御定番江老通

一

一久保屋儀三郎方久家組頭へ老通

一

一七通 三月廿六日

一受取

一御受取申候、同十二日

一大庄屋御聞次方触文老通

一

一下浦触老通

一

一久保屋儀三郎方久家組頭へ老通

一

一六通 三月廿六日

一受取

一御役所方來助殿へ老通

一

一玄界御定番方姫鳴御定番へ老通

一

一横浜同役方岐志同役へ老通

一

一國松才兵衛御三人方四通

一

一御役所方岐志へ老通

一

一同所方姫鳴同役へ老通

一

一水触四通

一

一御役所方岐志へ老通

一

一喜多村佐市殿方浜田氏へ老通

一

一濱田市太夫様方右御間人へ老通

一

一濱田五郎左衛門様へ原久之進・堀尾宗十郎・

一

一三月廿八日

一

一水触四通

一

一御役所方岐志へ老通

一

一野北江送ル

一

一大庄屋聞次方触文老通

一

一玄界御定番方姫鳴御定番江御状老通

一

一外二武通受取

一

一御同人方岐志へ老通

一

一御同人方岐志へ老通

一

一經浜長平彦七方御手元へ老通

一

一四通 三月廿九日

一

一御同人方岐志へ老通

一

一御同人方岐志へ老通

一

一小田正左衛門様方浜田様へ老通、同老通

一

一老通

一

一御都御役所方中原國作様へ老通

一

一御都御役所方中原國作様へ老通

一

一四通 四月朔日

一

一下浦急水夫触老通

一

一四通 四月三日

一

一御都御役所方中原國作様へ老通

一

一四通 四月四日

一

一拔荷書物老通

一

一大庄屋聞次方触文四通

一

一六通 四月五日

一

一下浦触老通

一

一小地氏方久家組頭へ老通

一

一

一聞次方触文老通

一御同人方姫鳴へ老通

一五通 四月七日

一手元方養育方へ老通并聞次江武通御序御

送可被下候以上、の北

一大庄屋御聞次方触文武通

一御同人方久家組頭江老通

一三通 四月九日

一下浦船武通

一御聞次方御手元へ老通

一御同人方岐同役へ老通

一六通 四月十九日

一下浦船老通

一外二急水夫触老通

一玄界御定番方姫鳴御定番へ老通

一四月十日申刻

一下浦水夫触老通

一外二急水夫触老通

一四月九日

一下浦船老通

一御聞次方御手元へ老通

一御同人方岐同役へ老通

一四通 四月九日

一下浦船老通

一御聞次方御手元へ老通

一四月廿三日

一下浦船老通

一御同人方久家組頭江老通

一四通 四月九日

一下浦船老通

一養育方方御手元へ老通

一四通 四月十四日

一御聞次方触文武通

一是松利平様方御手元へ老通

一三通 四月十七日

一下浦船老通

一御聞次方触文老通

一同人方御手元・姫鳴・舟越へ三通

一浪田成之源方同鳴五郎左衛門様へ老通

一六通 四月十九日

一下浦船老通

一御下国二付渡海立水夫触老通

一姫鳴御定番へ小田山左衛門様方老通

一正田様方姫鳴御定番へ老通

一御都役所方浪田様へ老通

一玄界方岐志へ老通

一三通 四月廿七日 (前と同文)

一下浦水夫触老通

一四月廿八日

一下浦水夫触老通

一白垣方次郎様方老通

一五通 四月三日

一水夫触老通

一開次方新町同役并船越同役へ武通

一急触文老通

一開次方新町同役并船越同役へ武通

一水夫触老通

一正田様方姫鳴御定番へ老通

一急触文老通

一姫鳴御定番へ老通

一正田様方姫鳴御定番へ老通

- 一 閏四月十三日 小池氏タ秋山氏タ老通
- 一 今津タ去秋タ所割合取立帳通文共
一 弘タ志浦迄割合錢七封
- 一 御役所タ久家タ老通
一 九通 閏四月十六日
- 一 大庄屋聞次触タ
一 老通 四月十八日
- 一 大庄屋井聞次タ触文三通
- 一 水野貞之通様タ姫鳴御定番江老通
- 一 浦野権之助様タ桑野喜右衛門様タ老通
- 一 姿育方タ御手元タ老通
一 六通 閏四月廿一日
- 一 御聞次タ触文老通
- 一 滝崎タ取立帳老通
- 一 御役所タ御手元タ老通
一 式封官浦・西浦タ□取代
- 一 五通 閏四月廿三日
- 一 下浦船老通
- 一 御役所タ岐志同役タ老通
- 一 式封官浦・西浦タ□取代
- 一 五通 閏四月廿五日
- 一 聞次タ触文老通
- 一 姿育方タ御手元タ老通
一 仁七タ姫鳴庄屋タ老通
- 一 四通 五月四日
- 一 聞次タ触武通
- 一 姿育方タ御手元タ老通
一 三通 五月六日
- 一 小田正左衛門様タ浜田五郎右衛門様タ老通
- 一 御役所タ越後郡八様タ老通
- 一 聞次タ触文老通
- 一 三通 五月八日巳ノ刻
- 一 途中二タ丈助受取申下タ以上
- 一 聞次タ触文老通
- 一 同人タ岐志タ老通
- 一 松尾御氏タ秋山御氏タ老通
一 三通 五月十日
- 一 大庄屋聞次タ触文老通
- 一 滝崎タ大庄屋元タ老通
一 宮浦聞次タきし・姫鳴江式通
- 一 桑野喜左衛門様タ浜田五郎左衛門様タ老通
一 五通 五月廿八日
- 一 下浦船老通
- 一 今津タ觸文老通
- 一 浜崎タ大庄屋元タ老通
一 宮浦聞次タきし・姫鳴江式通
- 一 桑野喜左衛門様タ浜田五郎左衛門様タ老通
一 漢田様江正田様タ老通
- 一 漢田様江秋山・進藤様タ老通
一 武通 五月廿七日
- 一 御役所タ半タ老通
一 姿育方タ久家タ老通
一 聞次タ新町タ老通
一 武同日 野北タ送
一 三通 五月十五日
- 一 聞次タ触文老通
一 五月廿二日
- 一 松尾御氏タ秋山御氏タ老通
一 御同人タ御手元タ老通
一 二通 閏四月廿八日戌ノ刻
- 一 下浦漂流船式通
- 一 小田正左衛門様タ姫鳴御定番タ老通
一 仁七タ姫鳴庄屋タ老通
- 一 四通 五月四日
- 一 外きし役場江□方タ老通
一 姫鳴御定番様江玄界御定番様タ老通
一 五通 五月廿五日午刻
- 一 下浦急触老通
一 御役所タ野北同役江老通
一 船越浦同役江御浦方小使榮次殿タ老通
- 一 岩津村庄屋次右衛門殿タ姫鳴同役江老通
一 四通 五月廿六日
- 一 急触老通タ聞次タ
- 一 姫鳴御定番様江玄界御定番様タ老通
一 岩津同役江御浦方老通
一 脚手元江受取手元元武通
一 五通 五月廿六日
- 一 下浦船老通

- 一 喜大夫様より御同人様江老通
 一 玄界方姫鳴勢七江切手入老通
 一 九通 五月晦日
 一 開次方岐志同役へ老通
 一 六月□日子ノ刻
 一 下浦水夫船老通
 一 開次方岐志へ老通
 一 ×三通
 一 御役所方御手元へ老通
 一 西浦村裏様方船越同役へ一通
 一 御使イ□ク可被下候
 一 武通 六月九日
 一 開次方岐文老通
 一 御同人方岐志老通
 一 御達老通
 一 市次郎殿方組頭□次へ老通
 一 正田御氏方姫鳴御定番へ一通
 一 四通 七月一日
 一 開次岐志通
 一 七月六日
 一 下浦水夫船老通
 一 小田正左衛門様方姫鳴御定番へ老通
 一 武通 六月廿一日
 一 水野様方姫鳴御定番様江老通
 一 開次方取立七三番
 一 ×二口 六月十一日
 一 開次方岐文老通
 一 ×六月十四日
 一 大庄屋安十郎殿方開次定右衛門殿へ老通
 一 六月十八日
 一 大庄屋安十郎殿方開次定右衛門殿へ老通
 一 六月十九日申刻
 一 姫鳴御定番江玄界御定番方老通
 一 六月十九日
 一 開次方岐文老通
 一 御同人方岐志へ老通
 一 武通 八月十五日戌刻
 一 ×三通
 一 六月廿八日
 一 下浦水夫船老通
 一 德安原平様方米助へ老通
 一 御同人方御手元へ老通
 一 武通 八月十五日戌刻
 一 ×三通
 一 六月廿八日
 一 下浦水夫船老通
 一 御越座立岐文老通
 一 武番立船老通
 一 下浦船老通
 一 開次岐文老通
 一 ×二通 八月廿二日
 一 下浦船式通
 一 御越座立甚急水夫船老通
 一 御達老通
 一 正田御氏方久家同役へ老通
 一 四通 七月二日
 一 開次岐志通
 一 七月六日
 一 下浦船老通
 一 小池忠彦様方御手元へ一通
 一 四通 九月一日
 一 玄海御定番方姫鳴御定番へ老通
 一 ×三通 八月廿六日
 一 下浦船三通
 一 小池忠彦様方御手元へ一通
 一 四通 九月二日
 一 滝田様方溝部殿方老通
 一 ×九月四日 午刻
 一 開次方北・きし・新町江三通
 一 御都役所方姫鳴御定番様江老通
 一 開次方北・きし・新町江三通
 一 御都役所方姫鳴御定番様江老通
 一 ×三通 八月三日
 一 御開次方岐文三通
 一 御同人方舟越へ老通并岐志へ老通
 一 玄界民平方姫志江老通
 一 ×六通 (日付なし)
 一 下浦急船老通
 一 濱田五郎左衛門様方辛島喜太夫様江老通
 一 白塙助吉方浪五郎左衛門様江老通
 一 横道同役方岐志同役へ三通
 一 ×六通 九月十三日

- 一 御聞次方船通
 一 御役所方姫鳴御定番人根米箱老ツ
 一 武口 九月十五日已刻
 一 下浦船老通
 一 古川源七様方姫鳴御定番江老通
 一 武通 九月十八日
 一 開次船文老通
 一 九月廿三日申上刻
 一 御聞次方姫鳴御定番人老通
 一 玄界御定番方姫鳴御定番人老通
 一 三通 九月廿六日
 一 下浦深船船式通
 一 下浦船老通
 一 開次船老通
 一 御役所方船越來助人老通
 一 伊崎庄屋方姫鳴ヘ岐志同役ヘ老通
 一 玄界同役方姫鳴同役ヘ老通
 一 東口平方姫鳴熊藏ヘ老通
 一 八通 十月朔日卯ノ刻
 一 御都役所方姫鳴御定番様へ老通
 一 培育方方船文老通
 一 武通 十月三日
 一 玄界御定番方姫鳴御定番人老通
 一 舟同人方新町同役ヘ老通
 一 御同人方米助殿ヘ老通
 一 小田正左衛門様方浪田五郎左衛門様ヘ老通
 合四通 十月五日
 一 開次船文老通
 一 水野様方姫鳴御定番人老通
 一 三通 十月廿七日
 一 御聞次船文老通
 一 漢田様方正田様へ老通
 一 野北方送ル
 同日
 一 御浦役所方姫鳴同役江老通
 一 三通 十月七日
 一 玄界御定番方姫鳴御定番江老通
 一 十月十日
 一 開次船又武通
 一 三通十月十一日
 一 小田様江姫鳴御定番人老通
 一 十月十一日
 一 御聞次船文老通
 一 御同人方姫鳴ヘ老通
 一 御役所方姫鳴人助殿ヘ老通
 一 四通 十月十九日
 一 御聞次方船文老通
 一 御都役所方桑野様へ老通
 一 玄界御定番方姫鳴御定番人老通
 一 小池忠藏様方御手元へ老通
 一 四通 十月廿三日申刻
 一 御聞次船文老通并取立帳一書
 一 二通 十月廿五日
 一 下浦船武通
 一 下浦船老通
 一 開次船文老通
 一 藤田第三郎・千代平右衛門殿方武通
 一 白堀方浜田氏へ老通
 一 六通 十一月十九日
 一 下浦船老通
 一 開次船文老通
 一 水野様方姫鳴御定番人老通
 一 三通 十月廿一日
 一 下浦船老通

- 一水野貞之進様より姫鳴御定番へ老通
 一御役所より岐志同役江老通
 一いさき方きしへ老通
 一御聞次・唐泊より御手元江二通
 一御聞次新町へ老通
 一玄界方岐志へ老通
 一八通
- 一姫鳴御定番より水野様へ御状老通
 一御同人より御手元へ老通并岐志へ老通并辺田
 一十一月廿五日
- 一五通 十二月朔日
- 一大助受取申候
 一浜田様より玄界御定番へ老通、きしお民平殿
 一老通、手元聞次へ老通
 一三通 十二月一日野北方送
- 一下浦船式通
- 一御聞次袖文老通
 一御役所より姫鳴御定番へ老通
 一溝部助助藤姫鳴御定番へ老通
 一上田兼藤様より岐志へ老通
 一九品院御守井總文源
- 一七口 十二月五日
- 一下浦船式通
- 一養育方岐志へ式通
- 一御聞次方岐志・新町へ式通
 一六通 十二月六日
- 一七通受取
- 一急触文式通
- 一御達書老通
 一外二
 一十二月九日
- 一四通 十二月十八日
- 一小田正左衛門様より姫鳴御定番へ老通
 一玄界御定番より姫鳴御同勤様へ老通
 一御聞次方御手元へ老通
 一御役所より御手元へ老通
 一四通 十二月廿二日
- 一長崎四番水夫触式通
- 一新町より江老通
 一五通 十二月廿二日
- 一小田正左衛門様より姫鳴御定番江老通
 一詰庄屋藤原家より江老通
- 一九通 十二月廿二日
- 一新町より江老通
 一五通 十二月廿二日
- 一詰庄屋来助藤より姫鳴御定番江老通
 一詰方舟作殿より野北同役江老通
 一詰庄屋来助殿より野北同役江老通
 一九通 十二月十五日
- 一浜田様より玄界御定番へ御状老通、右同日野
 一北口
- 一大庄屋聞次袖文四通
- 一小田正左衛門様より姫鳴御定番所江老通
 一玄界御定番より姫鳴御定番江老通
 一詰庄屋来助藤より姫鳴御定番江老通
 一詰方舟作殿より野北同役江老通
 一詰庄屋来助殿より野北同役江老通
 一九通 十二月廿二日
- 一下浦船式通
- 一四通 十二月廿二日
- 一新町より江老通
 一五通 十二月廿二日
- 一詰庄屋吉富義東より庄屋元右衛門へ老通
 一四通 正月一日
- 一大庄屋兩人より急触文老通
- 一小田正左衛門様より姫鳴御定番へ老通
 一鴨津村庄屋次右衛門より姫鳴同役へ老通
 一四通 正月一日

正月三日戌刻

一大庄屋取急勅文老通

正月四日未刻

一大庄屋刻付勅文老通

正月五日

一御聞次勅文老通

正月十日

一姫鳴御定番小田様・水野様江御状老通

正月十日

物吉殿
新五郎殿

庄五郎殿

同

西浦庄屋

武三郎

同

同

弥右衛門

次平太

元文式年二月

御油方

御役所

西浦弁指

同

同

新五郎

同

庄五郎

同

山崎新六様

同

谷坂兵藏様

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

今ニ至唐泊抱之綱代と申ニ付綱引せ不申外
西浦右之場所ヲ以渡世仕、万葉御公用相助
申藤ニ御座レ、此節當浦綱代御證文之写指
上申レ、御證儀被為遂可被下レ、偏ニ奉願
為遊付、偏雖有奉存上付、此以後孫次郎儀
出入ケ間館儀仕出シ申付者、彼者之儀ハ不
申上ルニ私共越度ニ可被仰付レ、為後日如
件

同同同日

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

10 「□□上ル書物之事」
「□□私火元ニ付、類火之百姓衆中□□儀之
段、為私と何共申分ケ可仕申上様無御座外、
就夫、今度御公儀様ノ御追放被為仰付苦ニ
相究居申冷處ニ、各種達御御理被仰上付
ニ付、御開届被為外而當浦ノ御傳シ被下
付段、別而難有幸存上付事」
「此以後、百姓中江對シロ論ケ間敷儀仕付者
違背不申、早速御勤可申上付、尤浦中不依
何事公私之御相談之節、指出一言之儀申間
敷付事」

11 「乍恐西浦ヲ奉願口状之覺」
「此間唐泊綱西浦南江押出、法外成繩之儀
漕接仕付ニ付、唐泊庄屋太郎次方へ其浦綱
あミ引下ヶ綱遣せ申付様ニ度々申付處、
唐泊御之綱代其浦ヲ相隣り□申得其上不
申返答被致付ニ付、綱引揚させ申付、唐
泊付即刻御役所へ申出付ニ付私共被召出
綱引揚申付様ニ付被仰付付、西浦大切
成目當之綱代之儀ニ付御座付、以前も唐泊綱
水崎弓沖へ漕せ申儀相成申付尊宮浦先附
口五次郎二三月之間引せ申様ニと達手ヲ
入被申ニ付、触口ニ対シ引せ置付處ニ、只

一正保元年、小呂鳴江住居百姓御差度被成ニ
付、方角之儀故西浦百姓之内より難御仕付
様ニ美作様御先祖三左衛門様御屋鋪ニ而被
仰付御座へ共、至而小呂鳴江海旁住居無
党束、何分御請申上者決而無御座、御下
知相背付様ニ而其節西浦庄屋組頭甚奉恐入、
無余儀庄屋一族申合、百姓株庄屋共ニ五軒
小呂鳴江相達、住居可仕旨、追而御請申上

外是早速御浦奉行様被召連三左衛門様御

屋敷江罷出右御請申上外其後御呼出之

上百姓五人住居甚難済成所柄二外得共

御下知相背彼鳴江引越居住可仕上御請

申上外段神妙ニ被思召上外同鳴ハ遠海之

上波邊第一之所柄と兼て被聞召上外付

水夫其外浦並之公役をも水々御免被仰付并

五里四方之海自由ニ被仰付外間相渡り勝

手次第ニ魚漁仕何卒派世有付取就外様ニ

若難波之儀有之外節ハ早速申上外様ニと三

左衛門様御請教於為外御老中様御請奉行

様御同座ニ而三左衛門様被仰難有奉異

右翌年正保二年五月初二妻子も召し連百

性五軒難波リ追々可成度世取船居申外

然却難波之儀浦々々相障外而ハ當鳴古米

外結構被仰付置外訳此節整浦外被担崩外

數之様ニ而先規之次第誤失ニ相成可申段

鳴中甚難儀至極之仕合奉存上外乍擇此

段被聞召合右編納之儀鷹浦外不相構様ニ

被仰付被為下外ハ難有奉存上外右重疊

奉願上外以上

寛政三年亥六月同組頭新吉小呂鳴庄屋

同組頭新吉喜兵衛

同組頭佐吉

百姓中

百姓中

百姓中

百姓中

百姓中

百姓中

百姓中

百姓中

百姓中

經浜浦大庄屋

貞六段

16 「西浦頃取中百姓中御受合申上外事」

一下浦中仕組講当冬全坐之分當浦庄屋武三

郎殿江御貰曾被下奉事存外只今迄浦中外

月算用帳二加江切立ヲ以當九番坐迄掛出外

錢高ノ老百七拾五匁七分六厘御座外分八浦

中江請取官浦定右衛門殿外去ル子年北國

米借受被下外代錢之内二拂込申度外相残

ル分ハ庄庫武三郎殿取當リ而米西ノ奉當

り方講終迄一ヶ年二錢三百目免り兩度二同

人手元外掛出可申外左作得者只今迄浦中

掛出前之錢高請取差引相濟外而月算用錢二

も除り幸安仕ル儀ニ御座外去冬外不幸続

之キ上當八月外大病内取難波江難波之趣

被聞召右之講此節同人江取当ニ被仰付

儀御請取頭取中ハ不申及百姓中ニ

利迄難有奉存外自然同人方此先掛出難相

成節ハ浦中外急度掛出外様可申外為後年

仍而請合證文如件

一 27 「乍恐申上口上之覺」

一 当浦助七と申者此節式番々立押戻水夫

当月廿八日差出外處御船方へ御渡之節

言語ニ附合いたし外ニ付水夫才料並請用

外も段々御申聞せニ相成外得共一個並用所

御機取計被下外様與申出外私ニおみて

所ニ御外呼出シ相成外而御詮被仰付外

段御遠被仰付甚以奉恐入外合仕ニ御座

外右ニ付勤七不持之儀段々相札外處

其日二相かぎり御酒外召過シ前後不相覗

右林之過言申外儀今程後悔仕只々宜敷

様御取計被下外様與申出外私ニおみて

も是迄水夫役ニ差出シ来居申外人柄ニ御座

外得者此節も差出申外處不持相はたら

き重々奉恐入外儀ニ申出外右勤七不持

之儀相札外事ニ御座外得者今日迄延引仕

外併全蔵町之儀ニ御座外得者宣教御聞

濟被為下外様偏奉願上外以上

同浦頭

次三太印

同文三印

同貞六段

姪浜浦大庄屋

貞六段

姪浜浦

貞六段

新町浦庄屋 利左衛門

31 「請合申一札之事」

一貴浦市助殿儀江是迄商売入用錢取替用速居
外、然者此節仕組二而亮船老姓仕立申外處

近年不隨り二付、手出錢使差支、御押信同

人方頭出申外間、自然返上納之節、下拙儀

弁上納受合申外處相違無御座外、願銀高御

定法之通り五ヶ年賦ヲ以返上納請合一札如

件
一銀三貫目八
頭並割利加

33 「請合證札之事」

西浦庄屋 武右衛門殿

十五郎

33 「請合證札之事」

右之金子錢二受取申外、然上ハ岐志浦源次
郎大酒造免札證札共三枚并貴殿納早付證處

共明晦日限無相違私共手元へ引戻相渡可申
外、依而一札如件

久家浦組頭 横井村
藤五 印

天保五年午十一月

西浦庄屋 武右衛門殿

久家浦組頭 文五郎 印

戌十二月晦日

同浦庄屋 新七 印

船越浦庄屋 利左衛門印

新町浦庄屋 十五郎 印

32 「受合手形之事」

一金三貫目

右ハ岐志浦庄屋市次郎殿借用金指支二相成
申外處相違無御座外、右金引當急場相調不

申外二付、當月中下握手元ノ一札指出還申
外、市次郎殿帰宅之上右金借用為致、貪殿

御手元ヘ無間違此手形引替ニ相渡可申外、
仮而一札如件

西浦庄屋 武右衛門殿

岐志浦吟味役 新町浦庄屋
十五郎 印

半次 印

久家浦庄屋 新七 印

久家浦庄屋 新七 印

船越浦庄屋

久家浦庄屋 新七 印

流金金銅印小考 ——漢魏晋代官印の材質をめぐって—

塩屋勝利

一、はじめに

天明四（一七八四）年に、現在の福岡市東区志賀島から出土した「漢委奴國王」蛇頭金印は、「後漢書」光武帝紀建武中元二年の条「春正月東夷倭奴國王遣使奉獻」、同書東夷伝「建武中元二年倭奴國奉貢朝貢、使人自称大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬」、さらに「輪苑」卷三十の倭國の条「中元之際、紫綬之榮」などの記事から、西暦五七年に後漢光武帝から賜与された金印紫綬であることは確實である。また、いわゆる「魏志倭人伝」には景初二（二三九）年に倭の女王卑弥呼が「親魏倭王」金印紫綬、使者の大夫難升米が「率善中郎將」銀印青綬、次使の都市牛利が「率善校尉」銀印青綬を仮授され、さらに正始四（二四四）年には、大夫の伊芦者や掖邪狗らに

「率善中郎將」銀印青綬が授けられた記事がある。したがって現在のところ、日本の古代国家形成期の一世纪後半～二世纪前半に、中國の王朝から印綬を賜与された例は、金印紫綬が二例、銀印青綬が四例ということになる。¹⁾

さて、このような印綬賜与の制度は、皇帝を頂点とする中央集権国家体制の古代中国王朝が、その支配秩序を維持するための重要な手段であり、漢代に整備され三国～南北朝時代にも継承された制度である。皇帝の即位に際しては玉璽を授与することが重要な位置を占め、諸侯王の冊封、爵位の授与、各級官吏や軍人の任官は、位階に応じた印面寸法・材質・錐形・印文をもつ印章と、色別された綬の賜与が必ず併なつた。それは王朝を構成する内臣のほか、外蕃の周辺異民族国家に対しても行われており、「漢委奴國王」金印はそ

の一例である。

従来、中国古代の印章（綴）制度の研究は、中国史書による文献を中心とする研究とともに、出土印や伝世印の印文・鉢形・規格などの面から行なわれてきた。本稿ではとくに漢魏晋代の鎏金銅印を中心とり上げ、官印の材質をめぐる問題について考えてみたい。

二、文献による官印の材質規定

後漢初期に衛宏が著した『官旧儀』や、『漢書』・『後漢書』などの文献による諸侯王以下の内臣に授与された漢代の官印の規定は表1のとおりであり、これらは魏晋代にもほぼ踏襲されている。

金印

漢代の内臣に対する金印と綴の規定は次のよう又要約できよう。すなわち、諸侯王の印綴は材質が「黄金」、綴の色は前漢代が楚明黄色、後漢のある時期が鈍朱（黒味がかつた赤色）、そして建武元（一五）年には銀（銀白色）に復されている。鈕形は前漢では橐駝（駝駄）鍼とされているが、後漢では龟鍼である。印文末尾の文字は、漢代を通じて「璽」となっている。

第二〇級の爵位である列侯は、材質が「黄金」、綴の色は紫、印文末尾の文字は「印」、鉢形は龟鍼である。丞相と大将軍も材質は「黄金」、綴の色は紫、印文末尾の文字が「章」、鉢形は龟鍼である。

第一九級の爵位である閥内侯は龟鍼金印紫綴、太尉・太傅・太師・太保などの官職が金印紫綴、前・後・左・右の各将軍が金印紫綴、公卿も金印紫綴となっている。

表1 文獻にみる漢代官印の使用例

金							璽		金印		印文未			印材			
銅	銀	印	章	章	印	印	印	印	金印	龜	龜	龜	龜	雲	金鉢形	古鉢形	
印	章	?	?	?	章	印	印	璽	諸侯王	諸侯王、高帝初置、金屬錢	諸侯王、黃金、象犀綴、文曰	諸侯王、太常之璽、金印龟	徐廣曰、太子及諸侯王、金印龟	「漢書百官公卿表」	文	獻	
鼻	龜	?	?	?	龜	龜	龜	龜	列侯	列侯、金印紫綴	列侯黃金印龟鉢、文曰印、謂曰	列侯金印紫綴、某侯之印	公侯金印紫綴	「漢書百官公卿表」	文	獻	
以上	二百石	御史大夫	公	鰐	太	丞	太	太	列侯	相國丞相、皆乘輶、金印紫綴	相國丞相、皆乘輶、金印紫綴	相國丞相、皆乘輶、金印紫綴	相國丞相、皆乘輶、金印紫綴	「漢書百官公卿表」	「漢書百官公卿表」	文	獻
印一百石以上	比一百石以上	比一百石以上	皆印金紫綴、文曰	皆印金紫綴、文曰	皆印金紫綴、文曰	皆印金紫綴、文曰	皆印金紫綴、文曰	「漢書百官公卿表」	「漢書百官公卿表」								

表3. 漢魏晉代金印・鎏金銅印一覽（伝世印）

No.	時代	印文	材質 鉱形	印面の寸法(cm)	重量(g)	所蔵者																	
21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.		
"	"	"	"	後漢-晉	"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	"	"	"	"	"	魏	前漢	時代	
東朝陽侯	漢	安陽鄉侯	都鄉侯印	都鄉侯印	閔中侯印	閔中侯印	閔內侯印	閔內侯印	閔內侯印	閔內侯印	閔內侯印	閔內侯印	漢	"	"	晉	"	"	崇德侯印	石洛侯印	印文		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	晉匈奴烏桓王	"	"	"	"	金	龜	材質 鉱形	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	親晉胡王	"	"	駝	"	"	二・四三×二・四三	印面の寸法(cm)	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	晉楊義氏王	"	"	"	二・四三×二・四三	重量(g)	所蔵者		
					"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	晉匈奴烏桓王	"	"	"	"	八・六・九	中國歷史博物館	印面の寸法(cm)	
					"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	東京國立博物館	陝西省博物館	中國歷史博物館	北京首博	馬井有鄰館	重慶(5)	所蔵者		
					"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	故宮博物院	故宮博物院	故宮博物院	故宮博物院	故宮博物院	文獻No.			
故宮博物院	上海博物館	"	故宮博物院	麻井有鄰館	上海博物館	大谷大學	上海博物館	"	"	"	"	"	漢	"	後漢-晉	後漢-晉	後漢-晉	後漢-晉	後漢-晉	時代			
42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	後漢	"	"	"	"	"	"	"	"	No.	
"	"	蜀	吳	"	"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	魏	"	"	"	"	"	"	印文	
牙門將印章	牙門將印章	後江將軍章	威遠將軍章	建威將軍章	句陽令印	南郡太守章	南陽太守	南陽太守	南陽太守	南陽太守	南陽太守	南陽太守	漢	"	"	都亭侯印	晋興亭侯	都亭侯印	都亭侯印	都亭侯印	崇德侯印	印文	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	廣陽亭侯	蘇城亭侯	蘇城亭侯	蘇城亭侯	蘇城亭侯	崇德侯印	印文		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	漢	"	西陽亭侯	西陽亭侯	西陽亭侯	西陽亭侯	西陽亭侯	崇德侯印	印文		
						"	"	"	"	"	"	"	漢	"	萬歲亭侯	萬歲亭侯	萬歲亭侯	萬歲亭侯	萬歲亭侯	崇德侯印	印文		
						"	"	"	"	"	"	"	漢	"	長樂亭侯	長樂亭侯	長樂亭侯	長樂亭侯	長樂亭侯	崇德侯印	印文		
						"	"	"	"	"	"	"	漢	"	安寧亭侯	安寧亭侯	安寧亭侯	安寧亭侯	安寧亭侯	崇德侯印	印文		
						"	"	"	"	"	"	"	漢	"	永世侯印	永世侯印	永世侯印	永世侯印	永世侯印	崇德侯印	印文		
						"	"	"	"	"	"	"	漢	"	"	"	"	"	金	龜	材質 鉱形		
						"	"	"	"	"	"	"	漢	"	"	"	"	"	"	"	印面の寸法(cm)	重量(g)	所蔵者
故宮博物院	麻井有鄰館	上海博物館	故宮博物院	天津藝術博物館	天津藝術博物館	故宮博物院	天津藝術博物館	故宮博物院	天津藝術博物館	故宮博物院	天津藝術博物館	天津藝術博物館	漢	"	"	上海博物館	上海博物館	上海博物館	上海博物館	上海博物館	上海博物館	所蔵者	
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	漢	"	"	◎	◎	◎	◎	◎	◎	文獻	

No.	時代	印文	材質 銀形	印面の寸法(印)		重量(g)	所藏者													
				横	高															
64	晋	蜀	牙門將之章	"	"															
"	"	"	"	"	"															
文門司馬	漢陽石尉	殿中校尉	主爵都尉	將兵都尉	武猛都尉	奉車都尉	騎馬都尉	騎馬都尉	騎都尉	騎都尉印	宣威將軍章	龍驤將軍章	靈揚將軍章	寧朔將軍章	輕車將軍章	後漢晋	晋	43	No.	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	44		
龜瓦	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	45	No.
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	46	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	47	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	48	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	49	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	50	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	51	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	52	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	53	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	54	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	55	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	56	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	57	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	58	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	59	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	60	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	61	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	62	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	63	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	64	

「文獻」

- ①周世荣「長沙出土西漢印章及其有關問題研究」，《考古》一九七八
—四 北京。
- ②広州象崗漢墓發掘隊「西漢南越王墓發掘初步報告」，《考古》一九
八四—三 北京。
- ③秦惠居「山東即墨發現漢代金印一方」，《考古與文物》一九八三—
五 西安。
- ④雲南省博物館「雲南晉寧石寨山古墓群發掘報告」，一九五九 北京。
⑤中國歷史博物館「中國歷史教學參考圖集」上，一九八三 北京。
⑥張志華·王富安「河南西華發現一枚漢代金印」，《文物》一九八七
—四 北京。
- ⑦錢侃「東夏固原縣出土文物」，《文物》一九七八—一二 北京。
⑧「陝西陽平關修築完成後中發現的朝賈王太后金印」，《文物參考
資料》一九五五—三 北京。
- ⑨岡崎敬「漢委奴國王金印的測定」，《史淵》一〇〇 一九六六 福岡。
⑩南京博物院「江蘇邗江甘泉二号漢墓」，《文物》一九八一—一
北京。
- ⑪岡崎敬「新たに発見された『廣陵王璽』について」，《船・舟・祭
—松本信廣先生追悼論文集》一九八一 東京。
- ⑫中華五千年文物集刊編 委員會「中華五千年文物集刊覽印鑑」
一九八五 台北。
- ⑬李底陶「山東臨邑發現平東將軍金印」，《文物參考資料》一九五九
—三 北京。
- ⑭胡人朝「重慶市博物館征集一方龜钮金印」，《考古與文物》一九八
四一 西安。
- ⑮寧東「河北青龍縣發現古代官印」，《考古》一九八八—九 北京。
⑯陳學「山東滕縣出土兩枚銅印」，《考古》一九八〇—六 北京。
- ⑰李芳芝「洛陽縣出土一方閻內侯金印」，《河南文博通訊》一九八〇
—四 鄭州。
- ⑲甘肃省博物館「酒泉、嘉峪關古墓的發掘」，《文物》一九七九—六
北京。
- ⑳陳上坡「高郵縣發現『閔中侯』金印」，《文物參考資料》一九五九
—五 北京。
- ㉑張中一「閔中侯」金印在長沙發現」，《文物參考資料》一九五八
—三 北京。
- ㉒李蔚然「南京出土閻中侯印考略」，《東南文化》一—一九八五 南
京。
- ㉓賀官保·陳長安「洛陽博物館藏官印考」，《文物》一九八〇—一
二 北京。
- ㉔蘇英詳「晉煬義光侯印與晉煬義侯王印」，《文物》一九六四—六
北京。
- ㉕李逸友「內蒙古出土古代官印的新資料」，《文物》一九六一—九
北京。
- ㉖加藤惣南樓「有鄰館藏璽印精言官印篇」一九七五 京都。
- ㉗姜東方「新匈奴始義王、金印」，《文物》一九八八—六 北京。
- ㉘羅福顯「秦漢南北朝官印徵存」一九八七 北京。
- ㉙福岡市立歴史資料館「特設展覽錄『漢委奴國王』金印展—金印發
見二百年—」一九八四 福岡。
- ㉚大谷大學「大谷大學所藏先秦文庫中國古印圖錄」一九六四 京都。
- ㉛加藤惣南樓「漢魏晉唐夷印彙例」一九八六 京都。
- ㉜宋永祥「安微郎溪出土一方都亭侯印」，《考古》一九八九—七

このように文献の規定からみると、漢代の金印には、黄金の「璽」・「印」・「章」、金の「印」という区別があつたことが窺える。

銀印

御史大夫および秩比二千石以上の官職が銀印青綬であり、鉢形は龜鉢、印文末尾の文字が「章」となっている。文献ではこれ以上の細かい規定は見られない。

銅印

秩比六百石以上が銅印墨綬、二百石以上が銅印黃綬で、鉢形は鼻鏡、印文末尾の文字は「印」となっている。

以上が漢代官印の文献よりみた規定であるが、実際の出土印でこの規定に合わないもののが少くない。とくに材質については同一の印文であるにもかかわらず、材質を異にする印章も認められる。このような視点から、次に鎏金銅印を中心とした実例をみてみよう。

三、漢魏晋代の鎏金銅印出土例

これまで出土が報告されている漢魏晋代の金印および鎏金銅印は表2のとおりで、金印が二〇例、鎏金銅印が一〇例である。また、出土地や出土状況が不明な伝世所蔵印は、管見では表3のとおりで、金印が六例、鎏金銅印は七九例を知り得る。紙数の制限上、出土例を中心にして金銅印について考えてみよう。

軒侯之印・長沙丞相（文献1）

一九七四年に湖南省長沙市馬王堆二号漢墓から出土した。このほかに「利蒼」覆斗鉢玉印一点が出土しており、この墓の被葬者が

「漢書」高惠高后文功臣表第四に「軒侯賈朱蒼、以長沙相侯、七百戸、二年四月庚子封、八年薨」とみえる軒侯利蒼であり、前漢惠帝二（前一九三）年に軒侯に封じられ、惠帝八（前一八七）年に没したことなどが知られる。いずれも龜鉢の鎏金銅印であり、前者の印面一辺の長さ二・〇cm、後者が二・二cmと報告されている以外に具体的なデータは不明である。

長沙国は秦代には郡であったが、前漢高帝五（前二〇二）年に侯王国となつた（『漢書』地理志第八下）。これらの印は侯王国の丞相の封爵印と官職印であり、これまで出土している鎏金銅印で最も時代の遅るものである。このほかに侯王国の丞相印の出土例は知られていないが、郡の丞相印としては「南陽守丞」鼻鏡鎏金銅印・龜鏡鎏金銅印各一点が知られ（表3 No.33・No.34）、いずれも後漢代のものと考えられる。なお、「南陽守丞」鼻鏡石印が麻井有鄰館に所蔵されており、これは前漢代の印母範と考えられる（文献25）。

文献による丞相印の材質は「黄金」とされているが、これはあくまで漢室の内朝臣としての丞相を指すものであり、侯王国の丞相印は「ランク」下の鎏金銅印とされたのであろう。

左夫人印・奉夫人印・□夫人印（文献2）

一九八三年六月に、廣東省広州市集岡山の石槨多室墓から出土した。「文帝行璽」電鉢金印、「右夫人璽」龜鉢金印、「景公令印」魚玉印、「趙昧」覆斗鉢玉印、「右夫人璽」龜鉢金印、「景公令印」魚鉢銅印など、計一六点の印章が出土している。「文帝行璽」印の出土から、この墓は「漢書」西南夷西蜀朝鮮伝第六十五に「武帝建

元四年、佗孫胡為南越王。立三年、（中略）後十餘歲、胡實病甚、太子嬰齊請歸。胡薨、謚曰文王」とみえるように、前漢武帝建元四（前一二七）年に南越王となり、十数年後に没した二代文王の墓であることは確実である。これらの印章の中で、「文帝行璽」竜鉢金印については、梶山勝氏が詳細に論述されているように⁽²⁾、印文、鉢形、規格の面から考えて、漢室から賜与された官印ではなく、南越国自造の印章であろう。けれども、南越国内では公印として用いられたと考えられる。

「右夫人璽」亀鉢金印は、鉢形が亀鉢であること、印文末尾に「璽」とあることから、文帝に最も近い格式の夫人の印章と考えられる。

大谷光男氏は、「漢書」西域伝第六十六上の烏孫國の記事を引用して、右夫人を第一夫人のこととされ、漢の公主の可能性を述べられている⁽³⁾。この印章に最も類似する出土印として、一九五四年に陝西省陽平關から出土した「朔寧王太后璽」亀鉢金印がある（文獻8）。印文中の「朔寧王」は、「後漢書」卷十三隗嚣公孫述列伝に「明年以爲朔寧王」とみえるように、王莽の時代に蜀王として自立した公存述が、建武七（三二）年に隗嚣に与えた封号である。印面の一辺が三・三cmを測り、梶山氏も指摘しているように、漢室から賜与されたものではない。けれども、印文中に「太后璽」と刻していることからすれば、文王は自らの印章に「帝璽」と刻しており、その後の公印もそれに対応する印文でなければならないと考えられる。「后璽」と刻した印章は造られなかつたのだろうか。

「左夫人印」、「泰夫人印」、「□夫人印」はいずれも亀鉢の城金

銅印である。文帝の第二夫人以下の夫人の印章と考えられ、印文の末尾が「印」であること、材質が鍍金銅であることなどから、漢制に倣つたことが察える。このほかに、鎏金銅印の夫人の印章は出土していない。

都亭侯印（文獻31）

一九八〇年春、安徽省郎溪県で農民が掘り出したものである。印の内部は銹化しているが、外面は金色に輝いている。鉢形は亀鉢で、印面の一辺一・五cm、総高一・五cm、印台の高さ一cmを測る。亀甲の文様は羽状文、曲折文、圓点文を組み合わせ、亀首は真正面を向いている。印面には都亭／侯印と二行四文字を陰刻している。

印文中の「亭侯」は、「通典」職官十三に「自獻亭建安初、封曹操為亭侯、亭侯之制、自此如也」とあり、後漢末に始まつた封号と考えられ、「三国志」呂志魯傳に「荀淑、至永安中為昭武將軍都亭侯」とみえるように三国時代にも認められる。また「後漢書」百官志五に「列侯所食者為侯國（中略）、以賞有功、功大者食縣、小者食鄉、亭」とみえるように、列侯の爵号である。

この印は亀鉢の形制や印文の字体などから、後漢代に属すと考えられる。伝世印としては、同じく亀鉢鍍金銅印である「都亭侯印」が故宮博物院に所蔵されている（表3 No.31）。また、一九七三年四月十五日に、江蘇省江寧県の鋼井公社から、西晋代の青磁器とともに「都亭侯印」印が出土している⁽⁴⁾。この印は亀鉢銅印であり、印面の一辺一・三cm、印台の高さ一cm、亀鉢の高さ一・三cm、重さ六・六gを測る。印面に都亭／侯印の二行四文字を陰刻している。この

印が銅印であることから、報告者は都亭侯の身分は列侯の中でも比較的軽かったとしているが、他の印章との比較が必要であろう。

伏波將軍章（文献7）

一九七五年五月、寧夏回族自治区固原県で、古墓の傍の溝から発見された。亜鉛の鎏金銅印で、印面の一辺二・三cm、総高3cmを測る。印面に篆書体で「伏波將軍章」と陰刻している。詳細なデータは不明であるが、報告者はこの印を後漢初期のものとしている。

印文の「伏波將軍」は、「漢書」西南夷兩粵朝鮮伝第六十五に「元鼎五年秋、衛尉路博德為伏波將軍」とみえるように、前漢代から置かれた有事の際の將軍で、水軍の將である。この路博德のあと、伏波將軍となつたのは、後漢では馬援を始め三名、魏では滿寵など四名、晉では孫秀ら三名が知られる。近年の「伏波將軍章」鎏金銅印の出土例は一例のみであるが、清の光緒年間（一八七五—一九〇八年）に陝西省靈寶縣鐵山中から子供が拾つたものがある。⁸⁾この印は鉛錠の鎏金銅印で、印文は「伏波將軍章」であるが、詳細なデータは不明である。また、一九八一年に陝西省咸陽市窑店鎮で発見された「伏波將軍章」印は亜鉛銅印である。印面の一辺二・二cm、総高3cmを測り、印面に伏波/將軍/章の三行五文字を陰刻している。

このように、出土が知られている「伏波將軍」の印章は、鎏金銅印が二例、銅印が一例である。同一の印文で材質が異なる理由は、どのように考へるべきであろうか。漢魏晋代の將軍印の金印出土例では、一九八一年に四川省重慶市から発見された「偏將軍印章」亜銅金印（文献14）、一九五八年に山東省輝縣から出土した「平東將

軍章」亜鉛金印（文献13）の一例が知られる。このうち「偏將軍印章」印は、一九八五年に湖北省宜都県の後漢代の碑室墓から出土した亜鉛銅印⁹⁾一例である。前者は印面の一辺二・四cm、総高一・七cmを測り、印面に偏將/軍印/章の三行五文字を陰刻する。ほかの副葬品とと考え合われ、後漢末の年代と考えられる。後者は表面採集された亜鉛銅印で、印面の一辺二・三cmを測り、印面に偏將/軍印/章の三行五文字を陰刻し、後漢代の印章と考えられる。

威烈將軍印（文献15）

一九八六年一月、河北省青龍県で農民が掘り出したものである。鉛形は獸鉗とされており、印面の一边二・三cm、総高一・二cmを測り、印面に威烈/將軍印の二行五文字を陰刻する。この印で疑問があるのは、印文末尾の文字を「印」としていることである。通常の將軍印の末尾は「章」あるいは「印章」となつており、出土印も伝世印もそのようになつていて。印文の威烈將軍の出土印や伝世印も管見では知り得ない。「宋書」志第二十九百上には、「大將軍」、「東京將軍」、「驃騎將軍」、「騎將軍」、「衛將軍」、「征東將軍」、「征南將軍」、「征西將軍」、「征北將軍」、「鎮東將軍」、「鎮南將軍」、「鎮西將軍」、「鎮北將軍」、「中軍將軍」、「鎮軍將軍」、「撫軍將軍」、「安東將軍」、「安南將軍」、「安西將軍」、「安北將軍」、「平東將軍」、「平南將軍」、「平西將軍」、「平北將軍」、「左將軍」、「右將軍」、「前將軍」、「後將軍」、「征虜將軍」、「冠軍將軍」、「龍驤將軍」、「建威將軍」、「振威將軍」、「奮威將軍」、「揚威將軍」、「廣威將軍」、「建武將軍」、「振武將軍」。

將軍」、「奮武將軍」、「揚武將軍」、「廣武將軍」、「驅揚將軍」、「折衝將軍」、「輕車將軍」、「揚烈將軍」、「車速將軍」、「材官將軍」、「伏波將軍」など漢魏晉代に置かれた將軍の名号のほか、「凌江將軍」、「魏置自凌江以下、則有宣威、明威、驍威、厲威、威威、威厲、威寇、威夷、威戎、威武、威烈、威毅、威奮、縱遠、縱邊、縱戎、討寇、討廣、討難、討夷、蕃寇、藩虜、藩難、藩逆、殄寇、殄虜、殄夷、殄難、揚廣、揚寇、揚虜、揚難、揚逆、厲武、厲鋒、虎威、虎牙、廣賢、橫野、儒將軍、裨將軍、凡四十號」の將軍名を記している。しかしながらこの中にも「威烈將軍」は見当らないのである。この中で出土例が知られるものは、前述した印章のほかに、一九八七年一月に河南省舞陽県から発見された「揚寇將軍章」印がある。これは亀鉢銀印で、印面の一辺二・三五cm、重さ六七gを測り、印面には揚寇／將軍／章の三行五文字が陰刻されている。魏の官印と考えられる。なお、伝世の將軍印のうち龜鉢金印は、管見では表3 (No.37-No.50) のとおりである。

永貴亭侯 (文献16)

一九七九年春、山東省滕県の土坑墳六墓から出土した。亀鉢の金銅印で、印面の一辺二・五四、総高三四を測り、印面に永貴／亭侯と二行四文字を陰刻する。印文も亭侯は、前にみたよう後に漢末から認められる列侯の爵号であり、永貴は地名もしくは虛封の称であろう。他の副葬品から考えて、この墓の年代は後漢末～吳とされるが、同時に出土した印章に「奉車都尉」亀鉢銅印がある。印文の「奉車都尉」は、前漢武帝が初めて置いた官職で、駕馬都尉、騎都

尉とともに秩比二千石の官であり、本来は銀印青綬が賜与されしかるべきである。なお、同じく山東省滕県の別の竪穴土坑墓からは、「閨内侯印」亀鉢銅印、「遂昌令印」橋鉢銅印とともに、「奉車都尉」亀鉢銅印二つが同時に出土している (文献16)。また、「都尉」印の出土例としては、「一九七〇年に河南省伊川県から採集された『駕馬都尉』亀鉢銅印」⁽¹⁵⁾がある。しかしながら、「都尉」印の鎏金銅印の出土例は知られていない。

武鄉亭侯 (文献18)

一九七七年五月～六月、甘肅省嘉峪關市で三基の晉代磚室墓が発掘調査され、親M9墓と命名された墓の東側棺内から出土した。亀鉢の鎏金銅印で、印面の一辺二・四cm、総高二・五cmを測り、武鄉／亭侯と二行四文字を陰刻している。印文の鄉亭侯は、「通典」戰官十三に「晉亦有王、公、侯、伯、子、男、及鄉亭、閥內、閥外等侯之爵」、「通典」職官十九に「晉官品第五品亭侯爵」とみえる晋代の五品にあたる爵号である。

四、まとめ

これまで出土が知られている漢魏晉代の鎏金銅印一〇例について検討してきたが、南越王墓出土の夫人印三例を除く七例は、全て当代の官印と考えられるものである。出土例を見る限り、鎏金銅印は侯王國の丞相、將軍、列侯の各爵号に賜与されているのだが、同一の印文を有する官印にあっても、銀印や銅印も存在することは前に

みたとおりである。こうした鎏金銅印の位置づけについては、これまであまり問題とされてはいなかった。最近、叶其峰氏が、多くが魏晉南北朝の時代に認められること、その中の少數は金印の代用品であるが多くの銅印であること、金印と鎏金銅印を完全に同等に見るべきではないこと、造存する鎏金銅印から当時の金印の制度を推論することはできないことを初めて指摘している。^{〔二〕} 氏も述べられているように、表示した伝世の鎏金銅印も、魏晉代が圧倒的に多いのである。けれども、「後漢書」景帝紀に「賈内侯爵、假金印紫綬」とみえ第十九級の爵号である閔内侯印にしても、河南省洛陽県出土印（文献17）、湖北省雲夢県出土例（文献19）が金印であるのに對し、伝世印では八例が鎏金銅印となっている（表3 No.7 ~ No.14）。また、「三国志」魏志武帝紀所引の「魏書」に「置名号侯爵十八級、閔中侯爵十七級、皆金印紫綬」とみえる閔中侯印では、湖南省長沙市出土例（文献20）、江蘇省南京市出土例（文献21）は金印であり、伝世印のうち金印が一例、鎏金銅印が二例となっている（表3 No.3 ~ No.15 ~ No.16）。

次に周辺異民族に賜与された蛮夷印について見てみよう。金印の鎏金印出土例は、「漢王之印」蛇紐金印（文献4）、「漢委奴國王」蛇紐金印（文献9）、「漢帰義侯」羊紐金印（文献12）、「晋帰義胡王」蛇紐金印（文献22）、「晋帰義氐王」羊紐金印（文献23）、「晋帰義羌侯」羊紐金印（文献23）、「晋鮮卑帰義侯」蛇紐金印（文献24）、「晋烏丸帰義侯」蛇紐金印（文献24）があり、前漢代一例、後漢代二例、晋代五例となっている。伝世印としては、「晋匈奴帰

義王」蛇紐金印（文献26）、「晋帰義氐王」蛇紐金印（文献27）、「晋胡王」蛇紐金印（文献27）の四例を知り得る。鎏金銅印の蛮夷印の出土例は知られていないが、伝世印としては次のようなものがある。後漢代の「漢青羌邑長」蛇紐鎏金銅印（文献27）のほかは、全て晋代のものであり、「親晋王印」一例（文献29）、「親晋胡王」二例（文献27 ~ 30）、「晋帰義胡王」一例（文献27）、「晋帰義胡侯」一例（文献27）、「親晋氐王」三例（文献27）、「晋帰義氐王」三例（文献27 ~ 30）、「親晋羌王」一例（文献27）、「晋帰義羌王」一例（文献30）、「晋帰義羌侯」一例（文献27）、「晋帰義叟王」一例（文献29）、「晋帰義叟侯」一例（文献25 ~ 29）、「晋烏丸帰義侯」一例（文献29）、「晋烏丸率善伯長」一例（文献29）の計一九例を知り得る。

このように、蛮夷印においても、鎏金銅印は出土印・伝世印とともに晋代に圧倒的に多く見られるのであるが、漢代にあつても金印は、「王」・「国王」・「邑侯」などの称号に對して賜与されている。^{〔三〕} また晋代においても、「晋帰義氐王」印や、「親晋胡王」印のように、同じ王印であつても金印と鎏金銅印の二種が認められるのである。

さらには、「晋烏丸率善伯長」羊紐鎏金銅印の「率善伯長」印の例では、一九七三年に陝西省麟游県崔木公社の古墓から出土した「晋率善胡伯長」印・「晋屠各率善伯長」印、一九六六年に韓國慶尚北道迎日郡新光面馬助里の古墓から出土した「晋率善穢伯長」印はいずれも銅印であり、その位置づけが問題となる。蛮夷印の材質と印文の關係を見る場合、叶其峰氏も述べられているように、歴代の古代中国王朝と周辺異民族国家との政治的力關係の反映として把握

すべきであろうが、その具体的な解明は今後の課題であろう。

これまで検討したように、漢魏晋代官印の材質と印文との関係については、今後に残された課題が少くない。本稿では金銅印を中心とりあげたが、例えば銀印とされている印章にしても、多くが肉眼観察による視覚的表現であり、実際には銅に銀メッキを施した印章も存在するのである。⁽¹⁵⁾ 印章に伴なう綴の出土例が皆無に近い考古学的現状からして、文献から知り得ない中国古代の印章制度や、周辺異民族国家との冊封関係の具体的な解明に当つては、出土印の科学的な成分分析が望まれよう。本研究報告には、「漢委奴國王」蛇鉢金印の非破壊的蛍光X線分析結果を、出土してから二〇六年を迎える今ようやく掲載した。これを機会に、漢魏晋代官印の科学的な材質分析が実施され、その結果が公表されることを期待したい。

この小文を草するに当つては、大谷光男、後藤直、梶山勝の各氏から有益な御教示、御指導をいただいた。また、当館の小松原澄江、中村浩美の両様には、資料整理など多大の御苦労をおかけした。これらの方々に対し、厚く感謝申し上げるものである。

(一九九〇年立春稿丁)

註

- (1) 正始四年の遣使は大夫伊賀者、後藤拘等八人であるが、届与されたのが「率善中郎将」印級と明記されていることから、この時は八人のうち一人だけに賜与されたと考えたい。
- (2) 葉原朋信 文獻にあらわれた秦漢璽印の研究 秦漢史の研究
一九六〇 東京。

(3) 梶山勝 前漢南越王墓出土の金印「文帝行璽」に関する一考察

古代文化三六 一九八四 京都。

(4) 大谷光男 古代中國から冊封された官印について 朝鮮学報一
一九・一二〇 一九八六 天理。

(5) 吳文信 江蘇江寧出土一批西晉官印 文物一九七五一一 北京。
(6) 王翰章 成陽出土伏波將軍章 考古与文物一九八九一一 西安。
(7) 宜昌地区博物館・宜都縣文化館 湖北宜都陸城先秦一座東漢墓
考古一九八八一〇 北京。

(8) 介绍西汉官印 考古一九八二一六 北京。
(9) 楊文和 三国魏孫吳將軍章 銅印 文物一九八九一五 北京。
(10) 賀官保・陳長安 洛陽博物館藏官印考 文物一九八〇一一二

(11) 叶其峰 秦漢南北朝官印鑄別方法初論 故宮博物院院刊一九八
九一三 台北。
(12) 漢魏晋代を通じて、周辺異民族の「王」に対する賜与された印章の中で、「國王」とあるのは「漢委奴國王」金印のみである。この外は民族名の下に「王」字を刻すだけであり、検討されねばならない課題である。

(13) 陝西省文管會・博物館・陳全万 陝西出土的一批古代印章資料
介紹 文物資料刊一 一九七七 北京。
(14) 梅原末治 晋率善樂伯長銅印 考古藝術八一 一九六七ソウ
ル。
(15) 京都の藤井有鄰館、台湾の故宮博物院所蔵の「駒馬都尉」印は、いずれも龟紐の婆羅銅印である。



26. 都亭侯印



18. 晋帰義光侯



9. 漢帰義賈邑侯



3. 諸國侯印



27. 伏波將軍章



19. 晉鮮卑帰義侯



10. 平東將軍章



4. 漢王之印



28. 威烈將軍印



20. 晉烏丸帰義侯



12. 関內侯印



5. 富壽侯印(拓本)



29. 永貴亭侯



21. 秋侯之印



16. 晉帰義胡王



7. 漢委奴國王



30. 武鄉亭侯



22. 長沙丞相



17. 晉帰義氐王



8. 廣陵王璽

图1. 漢魏晋代金印・鎏金铜印(出土印)印影 (番号は表2のNoと同じ)



66. 漢青羌邑長



31. 都亭侯印



8. 閨內侯印



1. 石洛侯印



80. 晉陽義羌侯



34. 南陽守丞



14. 閨內侯印



4. 晉匈奴義王



76. 晉陽義氐王



35. 南鄉太守章



16. 閨中侯印



5. 晉陽義氐王



70. 晉陽義胡王



37. 建威將軍章



18. 都鄉侯印



6. 親晉胡王



85. 晉烏丸率善-佰長



44. 輕車將軍章



23. 安樂亭侯



7. 閨內侯印

図2. 漢魏晉代金印・鎏金銅印(伝世印)印影 (番号は表3のNoと同じ)



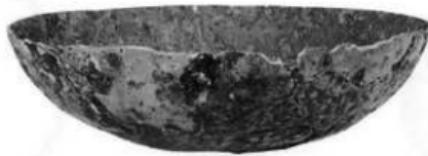
12. 銅匙



13. 銅匙



14. 15. 銅匙・箸



16. 銅鏡

写真2 測定資料



1. 「漢委奴國王」金印



5. 五銖錢



9. 銅鏃



2. 金製耳環



6. 大泉五十



3. 中間飾付耳環



7. 大泉五十



10. 銅鈞



4. 耳環



8. 貨泉



11. 銅鈞

写真1 測定資料

4. 1989年10月、福岡市大牟田古墳群出土の耳環に鉛製らしいものを見出した。東京藝術大学保存科学研究所で非破壊のX線回折の測定を行い族長鉛が同定された。同研究室権業政調助手に感謝致する。
5. 宮内庁正倉院事務所成瀬正和氏の御教示による。

文献

- 入田整三 1933 国宝漢委奴国王金印の寸法と量目 考古学雑誌23-4。
- 梅原末治 1960 上古初期4岱 製鏡、読史会創立五十年記念国史論集。
- 王仲殊 1959 説漢王之印典漢委奴国王金印、考古 1959-10。
- 大谷光男 1974 研究史金印、吉川弘文館。
- 岡崎敬 1968 「漢委奴国王」金印の測定、史酒100。
- 岡部長章 1964 叔國王金印問題辨論、鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢。
- 加古千恵子・平田博幸 1989 多利・前田道路発見の中世土器墓、考古学雑誌74-4。
- 九州歴史資料館 1982 田中幸夫寄贈品目録。
- 九州歴史資料館 1988 大宰府史跡昭和62年度発掘調査概報。
- 吳朴 1959 我對「漢王之印」的看法、文物 1959-7。
- 佐野有司・富永健 1982 中国古銭中の元素の偏析に関する研究、古文化財の科学27。
- 佐野有司・野津憲治・富永健 1983 多変量解析法を用いる古銭の化学組成の研究、古文化財の科学28。
- 塙屋勝利 1987 漢代鑄莢印と出土例に関する覚書、福岡市立歴史資料館研究報告11。
- 塙屋勝利 1989 中国出土王莽錢に関する覚書、福岡市立歴史資料館研究報告13。
- 成瀬正和 1989a わが國上代の工芸材料としての錫、正倉院年報11。
- 成瀬正和 1989b 正倉院の銅製品—化学的調査から—、金銀博物館紀要14。
- 平尾良光・泉谷明人・八木謙二・木村幹・馬淵久夫 1984 前漢錢および模鋳錢の化学組成、古文化財の科学29。
- 福岡市教育委員会 1979 三宅庵寺、福岡市埋蔵文化財調査報告書第50集。
- 福岡市教育委員会 1980 德永アラタ古墳群、福岡市埋蔵文化財調査報告書第56集。
- 福岡市教育委員会 1981 下月限天神森遺跡、福岡市埋蔵文化財調査報告書第76集。
- 福岡市教育委員会 1989b 都市計画道路博多駅東港線関係埋蔵文化財調査報告書(III) 博多、福岡市埋蔵文化財調査報告書第204集。
- 福岡市教育委員会 1989a 吉塚1、福岡市埋蔵文化財調査報告書第202集。
- 馬淵久夫・山口誠治・菅野等・中井敏夫 1978 原子吸光法による東洋の古銭の化学分析、古文化財の科学22。
- 馬淵久夫 1986 青銅器の材料、共生文化の研究6。雄山閣。
- 山崎一雄 1987 古文化財の科学、思文閣出版。
- 横田義章 1989 銅銭三例とその修復、九州歴史資料館研究論集14。
- 李和根・姜大一 1989 新安沈没船引揚中國銅錢の化学組成、保存科学研究10。

〔追記〕

東京国立文化財研究所の平尾良光氏の御教示によると、氏が分析した朝鮮半島産古代金製品には銅がほとんど含まれなかったという。今回測定した金製品には銅が含まれていた。金製品の銅含有の有無は金工史上重要な問題であり、金印の製作方法にも関わる。今後の分析・検討を重ねたい。

(本田)

ための情報の一つである、鉛同位体比の測定が望まれる。

銅鏡・銅鏡

銅鏡、銅鏡は3点とも見るからに残りが良い。銅鏡は金属質が完全に残っており、測定部分もこれに近いと思われる所以測定値はほぼ目安となるであろう。ただし、本実験の装置は、錫が実際より少なくて傾向があるので(註5)、錫に関してはもう少し高めの含有量となるであろう。弥生時代のこの時期の国産青銅器については銅鏡以外には分析例が少ない。小型仿製鏡1例が銅90.17、錫2.25、鉛5.32%と報告されている(梅原1960)。今回の結果はこれに近いものであり、おそらく一般的なものであろう。銅鏡はその外観からは想像もできぬほど内部まで銹化が進んでいると言えよう。銅鏡の分析例は1例であり(山崎1987)、今後の問題である。

銅匙・銅箸・銅鏡

これらが、正倉院宝物と同様にいわゆる佐波理製であるかどうかを知るために測定した。佐波理の化学組成は銅約80%、錫約20% (螢光X線分析による半定量値)で、他に鉛、砒素、鉄、ニッケル、銀、ビスマスなどが検出される(成瀬1989b)。No.12~14銅匙3点は、鉛、砒素が少ないと、銹化の影響を考慮しても錫の濃度が高いことから、佐波理製と考えても良かろう。No.15銅箸については今回の結果からだけではわからない。No.16銅鏡は錫が少なく鉛、砒素が多いのでいわゆる佐波理製であるとは考えにくい。

あとがき

北部九州地方は我が国最初に金属器がもたらされた所であり、出土金属器の量、種類ともに非常に多い。今回のような試みがこの膨大な資料を有効に生かすための契機となれば幸いである。

本稿は、セイコー電子工業㈱製SEA 2001卓上型螢光X線分析装置のデモンストレーションの一部をまとめたものである。計画の立案、実施については、福岡市埋蔵文化財センター後藤直氏、福岡市美術館尾崎直人氏、セイコー電子㈱長嶺浩樹氏にお世話を頂いた。また、下記の方々には資料の提供、実験の立会等御協力頂いた。記して御礼申し上げる。九州歴史資料館横田義章、石丸洋、赤司善彦。北九州市立考古博物館武末純一。太宰府市教育委員会中島恒次郎。福岡市博物館米倉秀紀、渡辺雄二。福岡市立歴史資料館塩屋勝利。福岡市教育委員会埋蔵文化財課折尾学、山崎純男、大庭康時、小畠弘己、田中克子、前田直子。同文化課二宮忠司。福岡市埋蔵文化財センター力武卓治、田中寿男、杉山富雄、田崎博之。

註

1. 1983年調査。福岡市教育委員会力武卓治氏の御教示による。
2. 徒来鉄製耳環と考えられていたものが実は鉄地錫巻、錫製であることが、国立歴史民俗博物館長嶋正春氏により明らかにされている(鶴木原教委1986、その他)。筆者は、宮内庁正倉院事務所成瀬正和氏よりこの事実の御教示を受け、耳環の材質について注意していた。
3. 1989年調査。福岡市教育委員会小畠弘己氏の御教示による。

示した（沢田1980）。また鏡面の銅を研磨した部分の測定を行い含有量既知試料の検量線より定量値を求めた例もある（加古1989）。今回は、金印は半定量値、それ以外は目安として考えていく。

金印

「漢委奴國王」金印について金：銀：銅95.1：4.5：0.5±0.5%という半定量値を得た。金製の印は数多くあるが、その元素組成がわかっているものはない。印に限らず、金製品の分析はほとんど行われていない。楚の貨幣である郢銘金について大谷光男氏が日本銀行都司勇夫氏に依頼して日本鉱業株式会社が化学分析をした1例がある。金93.81%、銀4.88%その他1.31%（銅・珪素）、砂金を溶融整形したもの（大谷1974）、との結果を得ている。「漢王之印」に関しては、金95%、その他（銅・銀）5%といわれている。これは、純金では刻字が無理なので5%の銅と銀を加えて合金にした、という呉朴氏の鑑定によるものであり、漢国で作ったとしている（吳1959）。これに対して、王仲殊氏は金95%、その他5%という数値は自然金であることを示すものであり、漢国で合金を作ったのではないとする（王1959）。何れにしても現時点では金印の材質を論することはできない。銅にはほとんど影響されない表面状態の良い金（合金）製造物については非破壊的方法でもある程度有効な数値を求め得るので、分析例を増やす事が考古学的情報を豊かなものにするものである。近い将来の分析に期待する。

耳環

肉眼観察から材質の異なるもの3点を測定した。結果はその判断には見合うものであった。No.2は金、銀、銅を主成分とする金合金の耳環である。No.3は銅、金、水銀が検出されていることから、銅芯に銀鍍金さらに金鍍金されたものであろう。No.4は主成分として錫、鉄が他に銅、鉛が検出されている。錫製耳環あるいは鉄芯錫巻耳環である。

古墳時代の耳環は、金、銀、金鍍金、銀鍍金、鉄、錫その他に鉛製（成瀬1989a、註4）もある。6c後半から7cにかけて、これらの金属がどの様な状況で確保、加工、波及していたのか。これもまた、分析例を増やす事が考古学的情報を豊かにするであろう。

銅錢

三種4枚の錢であるが、いずれも銅、錫、鉛を主成分とする青銅貨である。ただしNo.6の溝塗館出土大泉五十は他と比べて鉄の含有量が多い。鉄が主成分的に混じっていると思われる。又、鉛も幾分かは多いかもしれない。私鑄錢である可能性は高いと言えよう。他の3点は特に主成分以外に目立った元素は認められない。銅錢の化学組成に関しては、良い分析例がある（馬淵他1978、佐野他1982・1983、李他1989）。大泉五十の分析例はないのでわからないが、それ以外の2点は考古学的知見とも併せて、既知の分析値の範囲におさまるものであろう。何れにしても前漢、王莽錢については、その「鑄造」の時期が前漢、王莽代であるか否かを推定する

びCuの各ピークが、横軸の異なる位置に現れているのが明らかである。この横軸の位置で定性分析を、ピーク面積から定量分析を、それぞれ行う。

各試料の分析結果を表2に示す。

銅合金試料のばあい、腐食を受けて試料表面のCuが流れ、Sn、Sb等腐食を受けにくい金属の表面濃度が高くなっている場合がある。X線分析は表面数十～数百μmの分析であるため、こうした深さ方向に濃度が偏っている恐れのある試料の分析は、注意が必要である。

No.1～3は使用した標準がAu-Ag-Cuの18Kであるため、Fe、SbおよびHgについてはノンスタンダード分析となる。No.4～16はすべての元素についてノンスタンダード分析である。

No.	試料	Au	Ag	Cu	Sn	Pb	As	Fe	Mn	Zn	Sb	Hg
1	金印	95.1	4.5	0.5
2	耳環	76.9	21.5	1.6
3	耳環	41.4	3.8	43.5	0.9	0.5	9.9
4	耳環	1.0	90.2	0.3	...	8.4
5	五銖鏡	...	0.05	76.1	6.3	15.3	...	1.8	0.5	...
6	大泉五十	...	0.9	37.5	24.0	23.8	...	12.2	1.7	...
7	大泉五十	...	0.07	86.4	4.8	6.6	...	1.8	0.3	...
8	貨泉	...	0.2	73.4	11.3	10.6	2.2	1.3	1.1	...
9	銅鏡	...	0.2	94.3	3.1	1.1	0.6	0.3	0.4	...
10	銅鏡(イ)	...	0.2	5.2	49.1	37.3	2.7	5.4	0.05	...	0.4	...
11	銅鏡(ロ)	...	0.2	25.4	32.4	34.5	2.3	5.0	0.08	...	0.2	...
12	銅匙	...	0.3	56.6	41.4	1.1	0.3	0.4
13	銅匙	...	0.07	55.7	36.5	0.2	0.09	7.4
14	銅匙	...	0.4	62.2	31.5	0.05	0.2	5.5	0.1
15	銅簪	...	0.4	89.2	9.3	0.6	0.2	0.3
16	銅鏡	...	1.5	48.3	8.6	22.5	14.1	4.5	0.08	...	0.4	...

表2 分析結果 (単位: %)

5. 考察

金製品2点と錫製品1点の他は青銅製品であった。青銅は、銅と他の金属との合金を指すが、多くの場合は銅、錫、鉛が主成分であり、砒素、アンチモン、亜鉛、鉄等が微量成分として含まれる。銅合金はその銹化の特徴として銅が流れで少くなり、その分錫の濃度が高くなる。また、鉛の偏析、錫の逆偏析も考慮せねばならない。銹化した出土青銅製品の鋳造時の元素組成を知る事は難しく、遺物の内部に残る金属質部分を分析しなければならない。金属質部分の分析結果については山崎一雄氏(1987)、馬淵久夫氏(1986)に詳しい。分析機器の進歩により試料の量は数mgでよいのだが、それが果して遺物の全体の組成を代表しているかという問題(山崎1987)も当然生ずる。これに対して、試料採取が不可能な場合は青銅鏡で錫のまま非破壊の螢光X線分析を行い、鉛に対する錫の含有量の比から舶載鏡と仿製鏡を区別し得る事を

触、非破壊分析が可能な点である。特にエネルギー分散型とよばれる装置は、照射する一次X線のパワーが極めて低い（数百mW～数W）ため、照射X線による試料損傷の心配もなく、出土品等文化財の分析には最適といえる。

今回の分析にはセイコー電子工業製SEA 2001卓上型蛍光X線分析計を用いた。試料はそのまま、あるいは小さい物についてはサポート用のマイラー（X線分析用の極薄ポリマーフィルム）を張ったカップに入れ、分析した。その他の分析条件は表1に示す通りである。

定量には、ファンデメンタル・パラメータ法（理論演算法）を用いた。分析元素の吸収係数や共存元素の影響を、物理定数から理論的に補正する方法であり、検量線法のように数多くの標準試料を必要としないという利点がある。分析誤差は、ノンスタンダード法で±2～3%程度、標準を一個使用した1スタンダード法であれば±0.5%未満である。今回は、金合金関係は18K (Au : A

$g : Cu = 75 : 12.5 : 12.5$) を標準とした1スタンダードで、その他の試料はノンスタンダードで、それぞれ定量した。

4. 結 果

X線スペクトラムの例を図1に示す。図1は金印試料のスペクトラムであるが、Au、Ag及

照 射 径	3 mm
管 電 壓	50 KV
管 電 流	7～18 μ A
ターゲット	Rh
霧 囲 気	大気・真空
マイラー	あり（一部なし）
測 定 時 間	100～300秒
有効時間	80～240秒

表1 分析条件

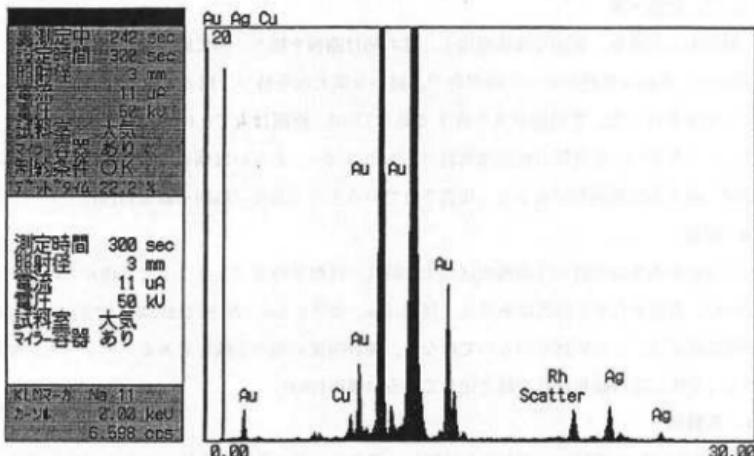


図1 金印の蛍光X線スペクトル図

5～8は背面の比較的平らな部分を測定した。5、6、8は銹取り、超音波洗浄。

9. 銅鏡

福岡市比恵遺跡第26次調査、水溜状遺構最下層より弥生時代中期から後期前半の遺物と共に出土（註3）。有茎柳葉形銅鏡。長42.3mm、身幅11mm。表面の黄茶褐色の薄い銹層の内部には金属質が完全に残っている。銹層の傷ついた部分（赤銅色の金属光沢が見える）を測定した。

10. 11. 銅劍

福岡市吉武高木遺跡K110（金海式腰棺墓）出土。円環形銅劍。断面は蒲鉾形。外径は平均して7.4cm、身の幅は、平均して左右面4.5mm、上下面7.8mm。表面は黄色がかった緑黒色で一部漆黒色の緻密な銹で覆われている。鈍い金属光沢をもつ。残存状態から見れば、いわゆる良質の製品である。

12. 銅匙

九州歴史資料館、田中幸夫コレクション。同寄贈品目録No230-2。長27.3cm。朝鮮半島での採集品の一つ。高麗時代（九州歴史資料館1982）。表面は黄色がかった緑黒色で、鈍い金属光沢を持つ。柄の平らな面で光沢のある部分の測定を行った。

13. 銅匙

太宰府市大宰府史跡金光寺跡出土。表面は黄色がかった緑黒色で、鈍い金属光沢を持つ。柄の先端と匙面は欠失している。佐波理製ではないかと報告されている（九州歴史資料館1988）。柄の平らな面で光沢のある部分の測定を行った。

14. 15. 銅匙・箸

福岡市三宅庵寺、第10号溝底面出土。匙の柄は曲線を描き、柄に面取りが施されている。全長25cm。表面は黄色がかった緑黒色で、鈍い金属光沢を持つ。柄の平らな面で光沢のある部分の測定を行った。箸は曲がりを直すと長さ22cm、断面は丸で0.4cm。匙に比べると黒っぽく、光沢もない。正倉院の佐波理製匙セットとは同一、あるいは極めて類似しており、肉眼観察から両者共に黄銅製であると、報告されているものである（福岡市教委1979）。

16. 銅鏡

太宰府市大宰府史跡政府前面地区出土。時代・性格を特定できるような遺構からの出土ではないが、奈良から平安時代であろう。径13.9cm、高さ5.4cm、厚さはほぼ均一で約1mmである。今回の測定は、この銅鏡そのものではなく、接合関係不明の小破片である。ショーキングがひどく、全体に淡白緑色粉状の銹と化している（横田1989）。

3. 実験法

螢光X線分析は試料に一次X線を照射し、発生する螢光X線の波長（エネルギー）により定性分析を、強度によって定量分析を行う。最大の特徴は試料に全く損傷を与えることなく完全な非接触

台高平均0.887cm、質量108.729g、体積6.062cm³、比重17.94（岡崎1967）。今回は印台側面を試料台に置き、2側面を測定した。

2. 金製耳環

福岡市桑原古墳出土。埋葬部は既に破壊。鉄刀、須恵器が出土（註1）。6c.後半から7c.。肉眼観察から、金鍍金ではなく金合金であると判断した。直径約2mm、長さ約12cmの金線を曲げて環状にする。長径36mm、短径34mm。断面円形の線なので、測定面は平らではない。

3. 中間飾付耳環

福岡市下月隈天神森1号墳出土。5c.後半。垂飾付耳飾りの垂飾部が欠失したもの。耳環は銅錫と化し所々に金が残る。中間飾は全長1cmで経約0.4cmの小円環が鳥籠形に付けられている。肉眼観察から、表面には金の層、金の剥げた所には黒い層が見える。銀芯に金箔を置いたものであろう、と報告されている（福岡市教委1981）。平滑な測定面は望めない。

4. 耳環

福岡市徳永古墳群H群出土。6c.後半から7c.初頭の7基の古墳から8個の耳環が出土している。何れも肉眼観察から銅芯に金張りである、と報告されている（福岡市教委1980）。保存処理作業中にそのうちの3点が錫製ではないかとの疑問を持った（註2）。表面は白っぽい茶褐色で菓子の「おこし」のようであった。少しでも平らな測定面が得られるものを試料として1点選んだ。長径27mm、短径25mm、断面直径約6mm。

5. 五銖錢

福岡市博多駅築港線第3次調査IV面下C-01区出土。14c.代と考えられる。外径25.7mm、重量2.3g。円内分類のIIIa式に該当する、と報告されている（福岡市教委1989b）。灰黒色の緻密な錫で覆われている。

6. 大泉五十

福岡市鴻臚館跡の10c.後半から11c.の廃棄物処理遺構出土。外径27.6mm、重量3.9g。錫上りが悪く周郭や錢文もシャープさに欠け、玉葬代の官鋳品とするには疑問が大きいものであった（塩屋1989）。淡緑灰色のボーラスな錫で覆われているが、欠損部を見ると芯には灰黒色の緻密な部分が少し残っているのがわかる。

7. 大泉五十

福岡市立歴史資料館寄贈資料No.14。外径27.1mm、重量4.3g（塩屋1989）。灰緑色の緻密な錫で覆われている。

8. 貨泉

福岡市吉塚遺跡、包含層出土。外径22mm。一部を欠失。灰緑色の緻密な錫で覆われている（福岡市教委1989a）。

金印その他の螢光X線分析

本田 光子・井上 充・坂田 浩

1.はじめに

1989年9月18日福岡市美術館の御厚意により同館に於て、「漢委奴国王」金印の螢光X線分析を行った。当初は、アジア太平洋博覧会のテーマ館に中華人民共和国より出展中の同国南京博物院蔵「廣陵王璽」金印も同時に測定を行うことを計画した。二つの金印は鉛の彫刻、印面の刻法、字形等の比較検討から、後漢初めに同一工房で作られたものではないかと推定されており、その成分（元素組成）にも当然のことながら強い興味が持たれているからである。しかし、今回は残念ながら実現し得なかった。

「漢委奴国王」金印の寸法、質量、体積、比重については正確な計測がなされている（入田1933、岡部1964、岡崎1967）。測定値から合金の割合を、金と銀ならば22.06K、金と銀と銅ならば22.4K、金と銅ならば22.5K（岡部1964）、金と銅であるならば金5.265cm³、銅0.797cm³（岡崎1967）と算定している。

金印は、肉眼的外観や物理的計測値から「金」であることは疑うべくもない。これに対して、肉眼観察からだけではその材質を決めかねる遺物も少なくない。また、その成分の相違を知る必要がある場合もある。今回、このような金属製遺物についても分析を行った。

金印は平滑な面の測定が可能であり、錆や汚れもないため、今回のような非破壊の螢光X線分析で比較的信頼性の高い半定量値が得られるものと判断した。しかし、その他の遺物についてはその表面状態から考えて、あくまでも主成分の定性分析を目的とした。得られた数値は個々の測定点については有効であるが、遺物の材質を代表するものではなく、目安に過ぎないことをお断りしたい。

螢光X線分析の測定は井上が行い、3、4を坂田が、それ以外を本田が執筆した。

2.資料

1.「漢委奴国王」金印

1784年福岡市志賀島で発見された。「後漢書」倭伝の「建武中元二年倭奴國奉貢朝賀（中略）光武賜以印綬」に該当する。鑄造。蛇錠。総高2.236cm、錠高1.312cm、辺長平均2.347cm、



1. 土器



2. 鐵器

3. 寛永通寶 (左：銅製 右：鐵製)



1. 三角綠神獸鏡



2. 同範鏡（奈良県光伝寺後方古墳出土、名古屋市博物館藏）

3. 土器出土状況近景（北から）



1. 後円部北側基底面土器出土状況（東から）



4. 中世木棺墓（東から）



2. 土器出土状況近景（北から）





1. 墳丘全景（前方部正面、南東から）



2. 墳丘全景（西から）



2. ハーフチクビレ部西側土壌堆積状況（東から）



1. ハーフチクビレ部北側土壌堆積状況（東から）



4. 後田部削平面の調査風景（東から）



3. くびれ部西側の検査状況（東から）



1. 伐採後の墳丘状況（南東から）



2. 伐採後の墳丘状況（東から）



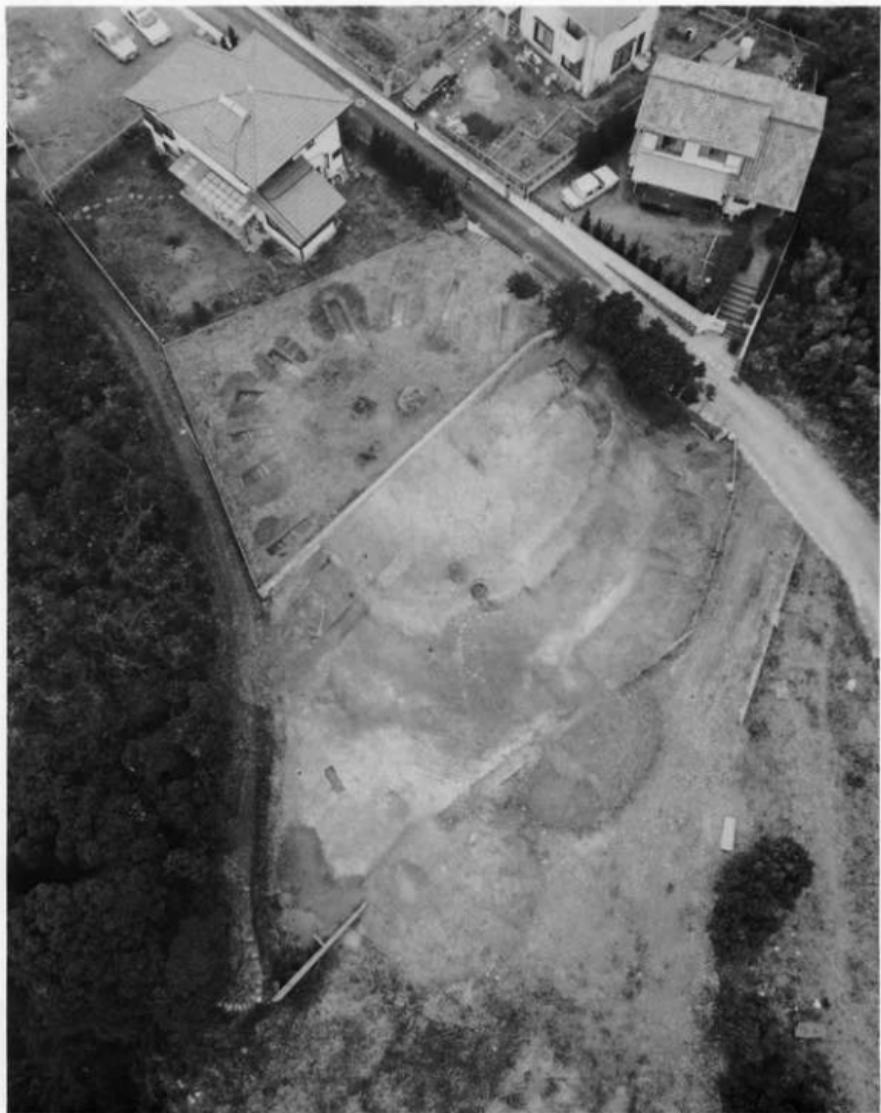
3. 伐採後の墳丘鞍部の状況（北東から）



1. 名島古墳遠景（松崎浄水場、東から）



2. 現地踏査（1986年2月）時の状況（西から）



名島古墳全景（前方部上空からアドバルーン撮影）

た。上述したような那珂川流域首長墓系譜の優位性からみると、この前後には福岡平野内の諸勢力が再編され、那珂川流域首長層の支配権確立がもたらした結果と考えられる。

本書に報告した名島古墳は、このような前期社会において、对外交渉に関与した小勢力の首長が、ヤマト政権から三角縁神獸鏡と轆向型前方後円墳の配布をうけ造営されたと想定される。もちろん墳丘規模などの決定は、福岡平野内部の政治的序列を反映したと思われる。（柳沢）

【文献】

- 愛媛県史編さん委員会 1982 「愛媛県史原始・古代Ⅰ」愛媛県。
大野市教育委員会 1984 「御陵古墳群」大野城市文化財調査報告書第13集。
亀井 明徳 1970 「福岡市五島山古墳と発見遺物の考察」『九州考古学』38。
藤原 宏行 1989 「北部九州出土の纏内系二重口縁壺」『古文化談叢』第20集（中）。
見城 敦子 1988 「古代の赤色顔料について」『考古学雑誌』第73巻3号。
小林 行雄 1976 「三角縁神獸鏡の研究」『古墳文化論集』、平凡社。
—— 1979 「三角縁波文帶神獸鏡の研究」『辰馬考古資料館考古学研究紀要』I。
下條 信行 1977 「考古学・柏屋平野」『福岡市立歴史資料館研究報告』第1集。
都出比呂志 1979 「前方後円墳出現期の社会」『考古学研究』第26巻3号。
寺沢 真 1988 「轆向型前方後円墳の築造」『考古学と技術』同志社大学考古学シリーズIV。
戸高真智子 1986 「赤い供物・朱玉」『エトノス』31号。
那珂川町教育委員会 1981 「妙法寺古墳群」那珂川町文化財調査報告書第7集。
—— 1983 「安徳大塚」「那珂川町の文化財」II。
福岡市教育委員会 1982 「轆崎跡」福岡市教育委員会埋蔵文化財調査報告書第80集。
—— 1989 「老子古墳」福岡市教育委員会埋蔵文化財調査報告書第141集。
本田 光子 1988 「弥生時代の墳墓出土赤色顔料」『九州考古学』62。
—— 成瀬 正和 1988 「赤色顔料の分析」『石塚山古墳発掘調査概報』芦田町教育委員会。
八木 武弘 1978 「国分前方後円墳出土遺物について」『今治市地方考古学資料』(1)。
柳沢 一男 1988 「福岡県の古墳時代」『福岡県地域史研究』第8号。
—— 1989 「古墳前半期の古墳出土土器の検討—九州—」『第25回埋蔵文化財研究集会資料』。
山崎 純男 1976 「京ノ原遺跡」段谷産業株式会社。

墳長60~80mクラスの前方後円墳の首長墓系譜が認められる。中期以降も、前方後円墳消滅段階まで一貫した首長墓系譜が維続する。

つぎに多々良川水系の柏原平野。まずⅠ期に本報告の名島古墳が造営されたが、維続する様相がよく分からぬ。名島古墳東方に近接する名島2号墳や、支流宇美川流域の箱形石棺を埋葬施設とした光正寺古墳(56m)がⅡないしⅢ期に維続するかもしれない。このほか、三角縁神獣鏡を出土した香住ヶ丘古墳(円か・約30m)や天神森古墳(円・20~28m、盤竜鏡共伴:下條1977)は、Ⅰ~Ⅲ期までの幅に位置づけられよう。また、小型前方後方墳の部木1号墳(18m)は、低墳丘古墳群の盟主的位置にありⅠ期に遡る可能性がある。しかしこの地域では、前期を通じた首長墓系譜は認められず、短期間かつ小範囲の小首長墓系譜が散在するにすぎない。

早良平野では、Ⅰ~Ⅲ期の前方後円墳は認められない。その間、小型前方後方墳の京ノ隈古墳(16m+α、粘土構成:山崎1976)が造営されているが時期を限定できない。前方後円墳が登場するのはⅣ期末葉もしくはその直後の灰塚(約75m)である。小型古墳では、博多湾沿岸に沿う砂丘上に、Ⅰ期に三角縁神獣鏡を副葬する低墳丘方墳が出現した。藤崎遺跡第6号墳(14m、箱形木棺:福岡市教育委員会1982)のほか、三角縁龍虎鏡を出土した箱形石棺墓も方墳であった可能性がたかい。また、斜縁二神二獣鏡・定角式銅鏡を副葬した五島山古墳(円か、箱形石棺:亀井1970)もⅠ期に遡る可能性がある。このように、この地域は前期段階において維続的な首長墓形成がなく、また中期以降においても同様である。旧伊都・奴の二国に挟まれて、平野なり水系を単位とした広域な政治勢力の形成を達成できなかったようだ。

以上を要約しよう。

Ⅰ期には、那珂川流域および博多湾沿岸に、前方後円墳や前方後方墳、円・方墳が出現した。そして時期的に幅があるものの、前方後円墳のみならず小規模墳にも三角縁神獣鏡の副葬が認められる。仿製1面、鏡片1面を加えると、現在11基から13面が出土している。量を問わなければ、出土古墳の数は圧倒的に多いといえるだろう。このことは、古墳時代開始期において、玄界灘に面した福岡平野一帯の諸勢力が、ヤマト政権の構成に重要な位置を始めたことを推測させる。おそらくこの地域勢力が、以前にまして対外交渉において重要な役割を要請されたことによるのであろう。

なかでも古相の那珂八幡古墳は、墳丘長75mと同期の纏向型前方後円墳と比較すると隔絶した位置にあり、突出した權威をしめす。その後、那珂川流域のみ墳長60~80m程度の首長墓が維続し、この勢力が平野内での優位性を保持し続けたことが分かる。

Ⅱ期以降になると、もともと大型墓のなかった柏原平野では前方後円墳が、早良平野では有力な小型墳が衰退した。まれに前方後円墳が造営されることがあっても、維続することはなかっ

全体の構成や配置状況は不明である。三角縁神獣鏡は紐座に鋸歯文圓座をめぐらし、神像区を三像形で表現した三神三獣鏡、小林行雄氏の内区文様にもとづく鏡式分類ではL型式（小林1976）、1979年段階の同範鏡番号で58と同範である（小林1979）。ちなみに、同範鏡を分有し副葬品の判明している愛媛県今治市国分古墳（全長44mの前方後円墳）は、竪穴式石室を埋葬施設とする。同範の三角縁神獣鏡のほか獸文鏡、銅鏡36・鉄劍・刀などの武器、刀子・斧・方形鎌歎先などの農工具、勾玉・管玉・小玉などの装身具があり、出土した二重口縁壺は桜井茶臼山古墳出土品に類似するという（八木1978、愛媛県1982）。

以上から、名島古墳は古墳時代前期のなかでも、その開始段階にちかい位置にあることは明かであろう。

さて博多湾沿岸域の広義の福岡平野部（北から柏原・福岡・早良の三平野）には、現在32基の前方後円・方墳が確認されている（第2図）。分布の中心は平野部中心の西線を北流する那珂川流域一帯の19基（うち前方後方墳1基）、名島古墳の位置する柏原平野には8基（前方後方墳1基）、西端の早良平野は5基（前方後方墳1基）が散漫に分布する。このうち、副葬品や供獻土器、墳形などから前期古墳と想定されるのは、11基である。ここでは地域全体の前方後円墳形成推移を検討する余裕はないので、前期段階の様相について述べることにしたい。

前期古墳の段階設定については、都出比呂志氏のIV期区分（都出1979）に準拠する。都出区分と北部九州の土師器編年（柳沢ほか1989）との関係は、土師器編年の1・2期が段階設定のI期に、3期がII期、4期がIII期に、5期がIV期におおむね対応すると考えている。

まず那珂川流域では、中流域の東西岸（春日市・那珂川町・福岡市南区）とその北5~7kmの下流域東岸2ヶ所（福岡市博多区）に分布域が分かれる。I期には、那珂八幡古墳（75m、縦向型前方後円墳、三角縁神獣鏡：福岡市教育委員会1986）が下流域に出現し、やや遅れて中流域に妙法寺2号墳（18m、前方後方墳、三角縁神獣鏡：那珂川町教育委員会1982）が造営された。同じ中流域の須玖御陵古墳（30m）は縦向型前方後円墳の可能性があり妙法寺2号墳に先行するかもしれない。その後、下流域では中期まで前方後円墳の造営が断続する。中流域ではII期の前方後円墳が不明確だが、III期に壺型埴輪を出土した安徳大塚古墳（64m：那珂川町教育委員会1983）、IV期末葉に不定型な初期横穴式石室を取り入れた老司古墳（約80m：福岡市教育委員会1989）が継続する。

造営時期が明確でない例では、三角縁神獣鏡を出土した平野東縁の御陵古墳（墳形・規模不明：大野城市教育委員会1984）が近接する低墳丘古墳群中の盟主的古墳とするとIないしII期に、中流域の卯内尺古墳（円か・約30m、仿製三角縁神獣鏡・柳葉形銅鏡）などはIIないしIII期と想定される。

このように平野中央部では、那珂川下流域→中流域へと墓域を遷しながらも、前期を通して

としてある程度旧地形をとどめていたと思われる。

2次調査で検出された前方部は側面・前面の地山を削り出して成形したのみで、人為的な盛土を認めていない。前方部墳丘上面の範囲も小さく、もともと盛土がなかったか、あったとしてもわずかであったと想定される。

このような形状の古墳について、かつて筆者は、福岡県内の前方後円墳の中で最古と考えられる一群を抽出し、発達した前方部を接続し段築・葺石などの外部施設を備えたA型と、後円部の規模にたいして前方部が小さく撥形に開き、葺石・段築などの外部施設を備えることが稀なB型の2つの類型があることを述べた。そして墳形が不定型なB型前方後円墳は、出土した供獻土器が布留0式併行期に遡る例（小郡市津古生掛・津古2号・福岡市那珂八幡古墳）があり、布留1式併行期（0式に遡る余地を残すが、限られた資料からは判別できない）の供獻土器を出土したA型の苅田町石塚山・前原町御道具山古墳に先行する可能性がたかいこと、特異な墳形の祖形は、墳丘プランの構成比（全長：後円部径：前方部長の比がほぼ3:2:1）を共通する「纏向型前方後円墳」にあるのではないかと想定した（柳沢1988）。

前稿では、整理作業の不十分なまま本古墳をB型の例として取りあげた。今回、担当者による詳細な検討によっても墳丘復元形態に大差なく、前稿の想定を修正する必要はないと思う。その際使用したB型前方後円墳という呼び方は資料操作レベルの仮称であり、以下、用語として定着しつつある纏向型前方後円墳の名称（寺沢1988）を用いる。

3. まとめ

2次調査の所見、ならびに採集遺物の検討結果を要約すればつぎのとおりである。

①名島古墳は博多湾を一望する、標高37mの丘陵上につくられた纏向型前方後円墳である。墳丘全長約29.5m、正円でなく不整プランの後円部に、長さ9.5mの小型で撥形に開く前方部を接続する。周溝・葺石などの外部施設をともなわない。墳丘裾は地山整形で整えられ、後円部にのみ盛土された可能性がたかい。

②古墳の造営年代は、墳丘裾部から出土した二重口縁壺が当初の埋葬儀礼に供獻された土器とすれば、布留0式ないし1式に併行する段階に遡る。

③埋葬施設は墳丘削平時に破壊され、位置・規模・内容は分からぬ。ただ、石材がまったくないことからすると、石室・石棺ではなかったようだ。また出土鏡に粘土が付着し、2次調査時に粘土塊が確認されているので、量の多寡は別として棺の埋置にあたって粘土を用いたことが分かる。しかし、粘土床を備え棺を厚く粘土で被覆した本格的な粘土棺か否かまでは明かでない。棺の形状・頭位も不明である。

④副葬品には採集された三角縁神獣鏡1面と劍（もしくはヤリ）身2~3口の破片のみで、

まづ1次口縁が水平に開き、鋭い段をなして2次口縁が大きく外方に伸びる形態と、全体に5~6mmと薄手でシャープなつくりは、大型・中型品では庄内式に遡らずまた布留2式併行期に下らない特徴である。2次口縁端部は丸くおさめるようにみえるが、よく分からぬ。この口縁部形態にもっとも類似するのは、奈良県箸墓・桜井茶臼山古墳出土土器である。

つぎに体部調整は、外面がハケメとナデ調整、内面はヘラケズリがなくハケメを残す部分とナデ調整がみられる。内面ヘラケズリ調整は布留1式併行期に出現し、2式併行期には一般化している。外面のヘラミカキ調整は個体間の差異が大きく普遍化できないが、大型土器のばあい庄内3式段階で、中型土器では布留0式段階で衰退の方向にむかう。このような調整手法の推移からすれば、口縁部形態からの推測と同様に、おおむね布留0~1式併行期のなかにおさまるとみてよいであろう。

2. 墳丘の復元

2次調査の結果、墳丘プランは、一般に見慣れた鍵穴形の前方後円墳とは異なる形状が推定された。なお本墳には周溝・葺石などの外部施設は認められない。

まづ後円部は、東半部と北・西部の3カ所のトレンチで地山整形した墳丘裾が確認されており間違いないであろう。プランは正円を示さず、墳丘長軸に直交する方向に長い楕円形である。

前方部側面は、墳丘東側でくびれ部から3mほどの間で据を確認し、撥形に開くプランと推定された。しかしそのさきは、しだいに地山整形が不鮮明となるため斜面傾斜と区別できず、隅角は確認できなかった。また前方部前面は、前端部斜面と考えられる地山整形が認められ、やや正確さに欠けるがほぼ据と見てよいと思われる。以上のことから、前方部の長さは約10m前後と復元される。

このように第4図の復元案は、墳丘の東半が確認されたうえでの想定であり、前方部隅角などの細部において多少の差異があるかもしれないが、大きな修正の余地はないと思われる。墳丘平面各部の復元計測値は、次のとおりである。

墳丘全長	後円部径	前方部長	前方部幅	クビレ部幅
29.5m	E-W 23.7m, N-S 19.5m	9.5m	17.5m	8.5m

つぎに墳丘の高さについては、削平が墳丘盛土はおろか地山の一部に及んでいたため、何の情報もないのが実状である。しかし削平の残土や、後円部トレンチの各所で盛土の2次堆積が確認されており、後円部にはかなりの盛土があったことがわかる。

問題は前方部である。墳丘削平のち鏡片採集に現地に赴いた方々によれば、前方部を後円部北側に想定していたため南側についてはさほど注意しなかったが、南側尾根付近は削平を受けたという。また2次調査の所見でも近年の削平ではなく、古い段階の地形変更は別

出器；シンチレーションカウンター、印加電圧-電流；27.5KV-10A、発散スリット；0.34°、受光スリット；0.34°、走査速度；284°/分、時定数；2秒である。

赤色の由来となる主成分鉱物としては、No.2からはHgS、No.4からは Fe_2O_3 が同定された。

表1 試料一覧と分析結果および赤色顔料の種類

No.	試料の採取位置	分析結果			赤色顔料の種類
		光学顕微鏡	螢光X線	X線回折	
1	1978年発見 錐	ベンガラ・朱			ベンガラ・朱
2	1978年発見赤色顔料	朱・ベンガラ	Hg・Fe	HgS	ベンガラ
3	1986年出土 錐	ベンガラ			ベンガラ・朱
4	1986年出土 粘土塊	ベンガラ・朱	Fe・Hg	Fe_2O_3	ベンガラ・朱

まとめ

以上の結果から、名島古墳の主体部では赤色顔料として朱とベンガラの両者が使われていたことが明らかになった。主体部の粘土全体に混じり込んでいた赤色顔料は、基本的にベンガラである。粘土面上あるいは木棺床面か遺骸全体のどこかで塗布・散布されたと思われる。また、その一部に認められた朱は、棺内の特定位置おそらく頭胸部周辺にまとめて用いられていたと考えられる。

(本田光子・成瀬正和)

4 総 括

1. 出土土器の編年的位置

後円部裾から出土した土師器は、口径が約30.2cmの二重口縁壺である。口縁部はほぼ水平に開く1次口縁と、その上に付加され外方に大きく伸びる2次口縁からなり、在来土器の系譜から導かれず、畿内系の系譜下にあることは明かである。

北部九州から出土した畿内系二重口縁壺の編年については、庄内3式～布留2式併行期を対象とした蒲原宏行氏の詳細な研究がある（蒲原1989）。氏は、まず壺形土器を大・中・小型の3種に大別し、中型においては体部と底部に変化が特徴的に現われるとした。すなわち体部の形態は下膨れ→肩の張った球形→長胴化、底部は小さな突出した平底から丸底へと変化するという。本墳の出土土器は、口径からみると、大型から中型の大きめの範囲に含まれるが、残念ながら体部形態が不明であり、特徴的な口縁部と体部破片から観察される調整手法によって、大まかな編年位置を推測するほかない。

考えられ粘土塊である。光学顕微鏡による観察及び螢光X線分析とX線回折により、赤色顔料は朱とベンガラの両者が使われていたことがわかった。

試 料

表.1に試料の採取位置と分析結果及びそれにより推定できる赤色顔料の種類を示す。

1978年に発見された三角縁神獣鏡の鏡背には点々と赤色顔料が付着していた。針先に着く程度の量を数ヵ所からサンプリングし、プレパラートを作成した (No.1)。

1986年出土の鏡片についても同様の作業を行った (No.3)。鏡の遺存状態は極めて悪く、また赤色顔料の量も少なかったので、サンプリングはこれらの検鏡試料用のみにとどめた。

1978年出土した赤色顔料の混じった土砂・粘土は約150gほどあり、その中に赤色の特に濃い部分が約30gあった。ほとんどが肉眼で見た限りベンガラと思われたが、中に径1~2mm前後の朱と思われる小塊が見いだされたので、これを分離して試料とした (No.2)。

1986年出土の、主体部の一部と考えられる粘土塊は約5kgあった。赤色顔料は粘土に混じり込んでいたが、所々に顔料のみの小塊も含まれていた。これを約500mg採り、夾雜物を除き、検鏡とX線分析の試料を調整した (No.4)。

光学顕微鏡による観察

墳墓出土の赤色顔料としてはベンガラ (Fe_2O_3)、朱 (HgS) が考えられる。これらは、特に微粒のものが混在しない限り、検鏡による識別が容易である。

No.1、4について、透過光・反射光40~400倍で検鏡した。No.1、2、4ではベンガラと朱の両粒子が認められた。No.1、4では、ベンガラに対して朱は極めて微量であるが、No.2では逆にほとんどが朱でありベンガラは微量であった。ベンガラ粒子には種々の形状が知られている。その中で、産地あるいは製造方法の違いを示すかも知れないと考えられているものがある。これはパイプ状粒子といわれているが、今回の試料には含まれていなかった。

螢光X線分析

No.2、4をメノウの乳鉢で研和し、螢光X線分析を行った。測定条件は、装置：理学電機工業KK製螢光X線装置、X線管球；クロム対陰極、分光結晶；フッ化リチウム、検出器；シンチレーションカウンター、印加電圧-印加電流；40KV-20mA、走査速度； $2\theta 4^{\circ}/\text{分}$ 、時定数；0.5秒である。赤色顔料の主成分元素としては、HgとFeの両者が検出されたが、その含有量は、No.2と4でまったく逆であった。No.2ではHgが多くFeが少なく、No.4では逆にFeが多くHgが少なかった。

X線回折

螢光X線分析と同一試料についてX線回折の測定を行った。測定条件は、装置：理学電機工業KK製文化財測定用X線回折装置、X線管球；クロム対陰極、フィルター；バナジウム、検

「吾作明竟甚大好 長保二親宣子孫 浮由天下欽四海 君宣高官」
で、本鏡では「吾」・「明」・「甚」・「大」・「好」・「二」・「官」の7文字部分が失われ、「保」・「欽」・「四」の3文字は一部が欠けている。

内区の文様は、「竟」～「好」字の所の神像は大部分残るが、左端の神像の左半分とこの神像にのみ付く脇侍の右半分を欠き、その左の獸像は頭と身の左側を欠く。そのつぎの神像と獸像はほぼ完全に残る。さらにその左側の神像は右下半分のみ残り、最後の獸像は身中央を欠く。

この鏡の同範鏡これまでに次の2面が知られている。

奈良県山辺郡都祁村白石光伝寺後方古墳出土（径21.8cm）【名古屋市博物館所蔵】

（山川1923）（第11図）

愛媛県今治市桜井国分古墳出土（八木1978、愛媛県史編さん委員会1984）

三鏡の細部の差異や鋳造順序などの検討は今後の課題である。

（後藤）

3 鉄 剣 (PL. 8-2、第12図)

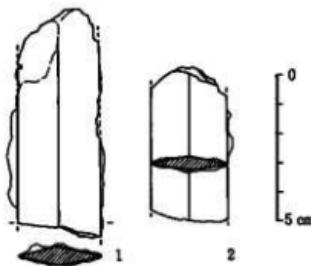
鉄剣の破片が6片出ている。いずれも中央に
鎬があり、断面扁菱形の剣身部分の破片である。
5片は鏡発見直後の1978年11月26日に鏡破片と
共に採集され、1片は第2次調査時に墳丘平坦部
で出土した。

採集破片の最も大きなものは長さ7.8cm、幅
2.8～2.9cm、厚さ0.6cmである(PL. 8-2-4、
第12図1)。ほかは長さ3cm前後の小破片で、
そのうち3片は最も大きな破片と同一個体だが
(PL. 8-2-2-3・5)、1片は推定復元幅3.3cm

m前後で、別個体のようである(同図版1)。また小破片の3片には布が銹着している(同図版1～3)。

第2次調査時の出土破片は長さ5.3cm、幅2.6cm、厚さ0.4cmである(PL. 8-2-6、第12図2)。
厚さがことなり、採集品とは別個体らしい。

（後藤）



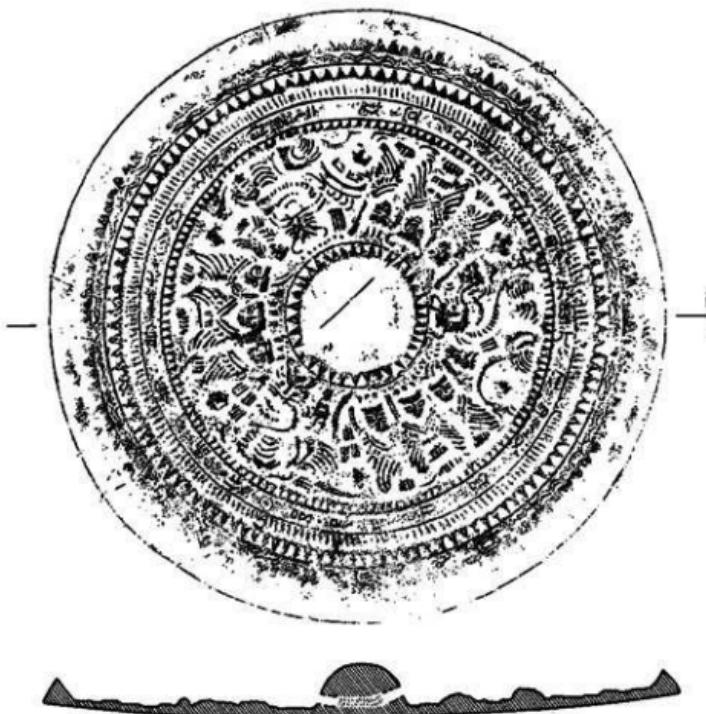
第12図 鉄器実測図

4 赤色顔料

名島古墳出土の赤色顔料について、調査した資料は4点である。1978年に発見された三角縁
神獣鏡及び赤色顔料の混じった土砂、1986年の調査で出土した同鏡の破片及び主体部の一部と



第10図 三角緑神獸鏡断面図(2分の1)

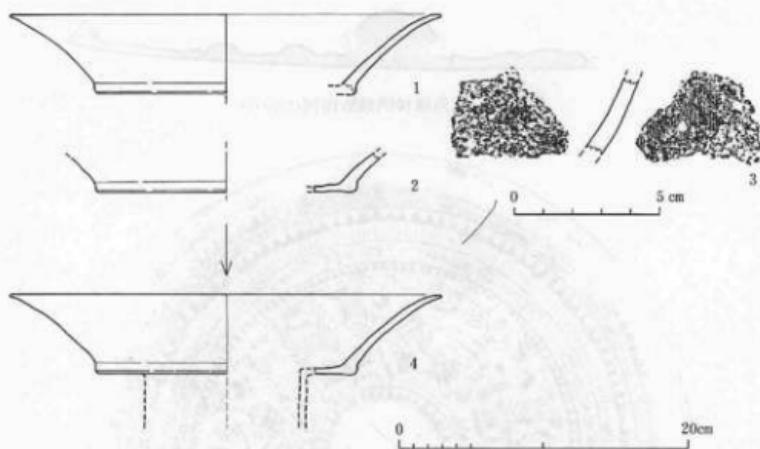


第11図 同範鏡拓本・断面図(奈良県光伝寺後方古墳出土、名古屋市博物館所蔵)(2分の1)
はいり、布が全面に鋪着し、また朱が付着している。

鏡径・反りは正確に計測できないが、断面実測図(第10図)は名古屋市博物館所蔵同範鏡(第11図)の反り6mmに合わせた。

鏡は直径3.3cm、高さ1.5cmで、鏡座は直径5cmの鋸歯文座である。内区は六個の乳で六分割し、それぞれに三体一组の神像三個と獸像三個を交互に配する。ついで鋸歯文帯、銘帯、梅文帯、鋸歯文帯、複線波文帯、鋸歯文帯、三角縁と続く。

銘文の文字はだいたい読み取れ、「…作…竟…長…親宜子孫浮由天下…海君宜高…」の15字が見える。同範鏡によると、銘文は時計回りに



第9図 出土土器実測図

体部については、それと確認できる破片が数点しかなく、全体の形状を知ることができない。第9図3は体部下半部と推定される破片で、外面を縦ハケ、内面を斜めハケ調整したもの（破片の傾きは任意）。外面には赤色顔料を塗っている。このほか圓化に耐えない小破片で、外面を縦ハケ、内面をナデで調整したものが2点、外・内面ともナデ調整のものが1点ある。このことは体部内外面の調整がハケとナデであったことを示している。

（柳沢）

2 三角縁神獸鏡 (PL. 7-1、第10図)

鏡は宅地造成工事で重機に踏みつけられ、完全に破碎されていた。破片は $5 \times 3\text{ cm}$ ほどのものが最も大きく、小さいものは 1 mm角以下 であった。採集した破片は第2次調査時採集の數片を含め $2 \sim 3\text{ mm角以上のもの}90\text{ 余片}$ になる。このうちたがいに接合でき本来の位置を確定できるのは50数片、おおよその位置を推定できるのは10数片で、のこりは元の位置を判別できない。破片は鏡全体の70%ほどに相当するが、残りは採集できなかった。

破片の折損面はおおむね新しいが、なかには風化・銹化が甚だしく折損後相当の年月を経ているとみられる部分もあり、宅地造成当時にはすでに数片に割れていたことは間違いない。

鏡の現状はきわめて劣悪で、裏面の一部には残りが良く灰色の部分もあるが、大部分はなんらかの程度に錆びていて、中心から縁へと錆がひどくなる傾向にある。とくに鏡縁は錆化が内面にまで及び、三角縁の鋭い稜を残す所はほとんどない。鉢は幸いに全部残っているが鉢孔は片側は錆で塞がれもう片側は錆の間から一部が見えるだけである。鏡面は全面に細かい亀裂が

原麦尾遺跡など周辺の中世遺跡の墓の形態と類似しており、この墓も中世に属するものであろうか。

(池崎)

3 出土遺物

主体部跡で採集された鏡・鉄剣のほかに、後円部東側墳丘裾の基底面に堆積した黒褐色土から細片になった土師器が出土し、表土や擾乱層から土師器・鏡（寛永通宝2枚、PL. 8-3）が発見された。

1 土器 (PL. 8-1、第9図)

すべて一辺数cmの小破片であり、そのうちの数点を接合したにすぎない。ナンバーをつけて取り上げた42点のほか、擾乱土・上層除去の際、出土した破片が約30点ほどある。ただし、土器の保存状態がきわめて劣悪であったため、取り上げにさいしてバインダーで強化したことにより、器表が樹脂の膜で覆われ調整手法の観察が十分にできない部分がある。このうち2点は中世～近世の瓦質土器（擂鉢）と土師質土器（器形不明）のため、ここでは扱わない。

本墳にともなうとみられる70片余りの土師器は、胎土や焼成の違いから2～3個体の土器の破片と思われる。

ひとつは、砂粒をほとんど含まない精選された胎土からなり、遺存状態が比較的よいもので、図化した二重口縁の壺形土器である。色調は口縁部が赤褐色系、体部に黒斑がある。1個体ないし2個体分の破片であろう (PL. 8-1, 第9図1, 2)。

いまひとつは、胎土にわずかな砂粒を含むもので焼成がよくない。この一群は灰褐色系の色調をしており、また大半が器表を剥落した脆弱なもので前者とは明確に分離できるが、口縁部などの特徴的な部位の破片がなく、器形を特定できない。器表を残す破片では、内外面ともナデ調整と思われ、比較的精選された胎土からみると壺の可能性がつよい。

二重口縁壺は、同一個体と想定されるが破片部位の関係から実測した2ヶ所(第9図1, 2)と、それを合成した復元図(同図4)を図示した。

復元口径約30.2cm、二次口縁は屈曲部から斜め上方に大きく延び、端部ちかくで外反させている。端部はわずかに遺存しているのみで、図のように丸くおさまるようにみえるが、先端がわずかに剥落しているかもしれない。いずれにせよ、ほぼ端部にちかいことは確かである。一次口縁はほぼ水平に開き、二次口縁との境は稜のついた段をなす。一・二次口縁部ともナデもししくはヨコナデ調整であろう。

頸部から一次口縁接続部付近の破片は認められないが、水平に延びる一次口縁との関連からすると、復元図のような直立する筒状の頸部形態が想定される。

きた裾部のレベルはほぼ38.00m～37.90mの間にあり、北側裾部と一致する。後円部の基底面は東側の急斜面を除いて、ほぼ水平に地山整形が行なわれていたことが確認できる。

墳丘の形状（PL. 1、PL. 5、第3図）

これらの調査結果から、本古墳の墳丘長軸は南から約29度東に振れ、後円部は主軸に直交するところで最大径を持ち約23.7m、長軸方向で径約19.5mを計り、平面形はややいびつな椭円形を呈する。後円頂部が削平を受けてかなり低い印象であるが、それに比較しても前方部はきわめて低く、かつ平面形が明瞭でないことが指摘できる。しかしながら先に述べたとおり、周辺の状況から前方部はバチ形に開き、長さ約9.5m、また前方部幅は17.5m前後と推定される。

古墳の主体部

本古墳の主体部は既に削平されてしまっているが、造成当時石材が全く見られなかったことや鏡片の採集されたとき粘土中に多量の木炭が見られたこと、また調査のとき副葬品である鏡片が赤色顔料混じりの粘土ブロック中から検出されることなどから、木棺直葬だったと思われる。現在のところ、副葬品には三角縁神獣鏡1面、鉄劍2～3本が確認されている。

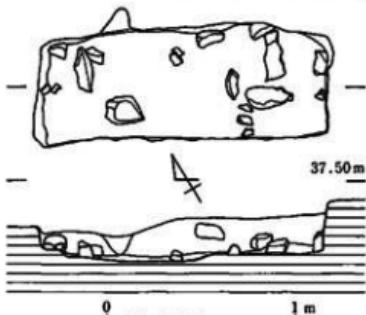
遺物出土状態（PL. 6-1～3、第7図）

銅鏡片については、後円部中央部のわずかに残った粘土中と、1トレンチの埋め土のなかから検出された。いずれも1978年に採集された三角縁神獣鏡と同一個体の破片であり、副葬された鏡は一面だけだったと思われる。1トレンチの埋め土については、ふるいを用いて精査したが、鏡片以外には鉄劍破片1点が検出されただけであった。この鉄劍破片は1978年採集のものと同一個体とおもわれるが、確認できない。

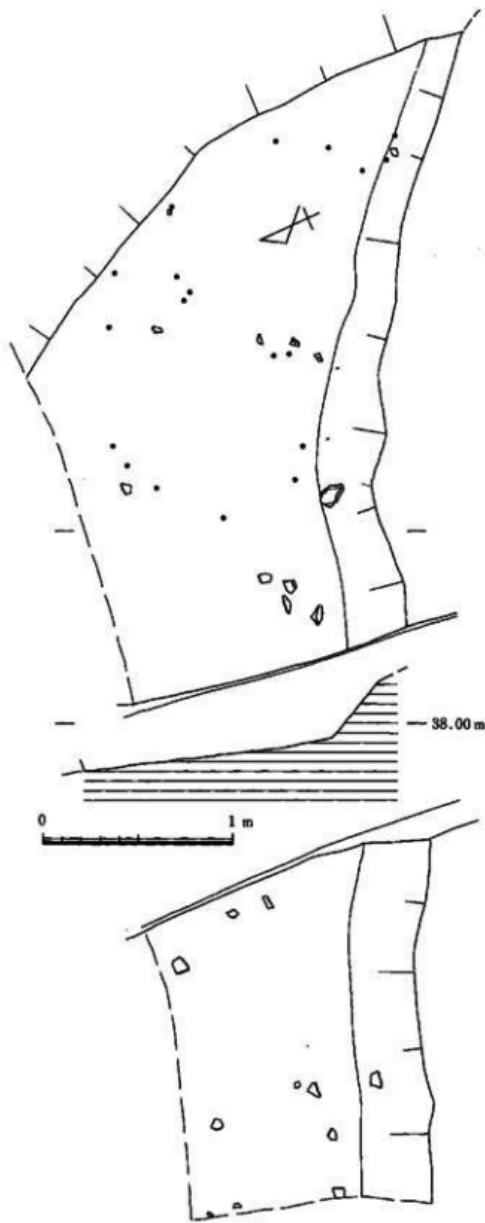
後円部北側の基底面では、42点の土器片がまとまって検出できた。墳丘裾部平坦面に散在し、いずれも小破片のうえ遺存状態が非常に悪く、パインダー処理して辛うじて取り上げることができた。出土層位は2トレンチの項で述べたように古墳築造直後の堆積土と考えてよく、供獻土器であろう。確認できるものは古式土師器の二重口縁をもつ壺形土器のみであるが、本古墳が最古式の古墳の一つであることを示すきわめて重要な資料である。

その他の遺構（PL. 6-4、第8図）

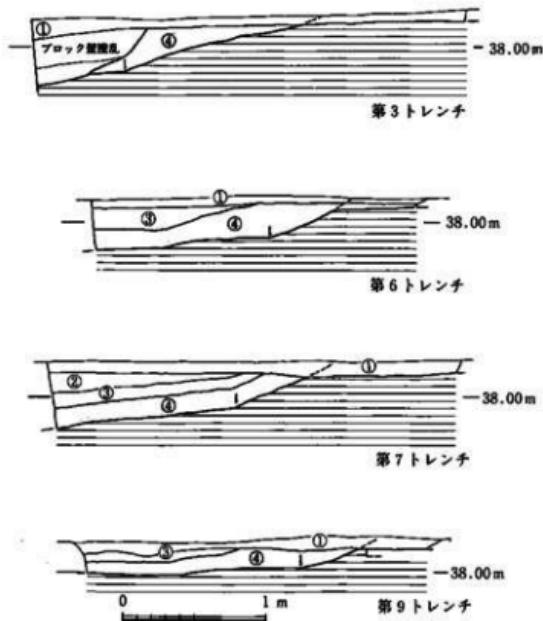
本古墳と直接関係はないが、前方部端部で地山を掘り込んで作られた木棺墓が1基検出された。1.53×0.6mの長方形を呈す。床面には木棺据え付け用の釘が置かれている。副葬品は全く見られないが、柏屋町戸



第8図 中世木棺墓実測図



第7図 後内部北側基底而土器出土状況



第6図 土層図(2) ①盛土(整地層) ②やや暗い紫味をおびた茶褐色土
③旧表土(黒褐色有機質土) ④墳丘盛土(二次堆積) 東矢印は墳丘幅

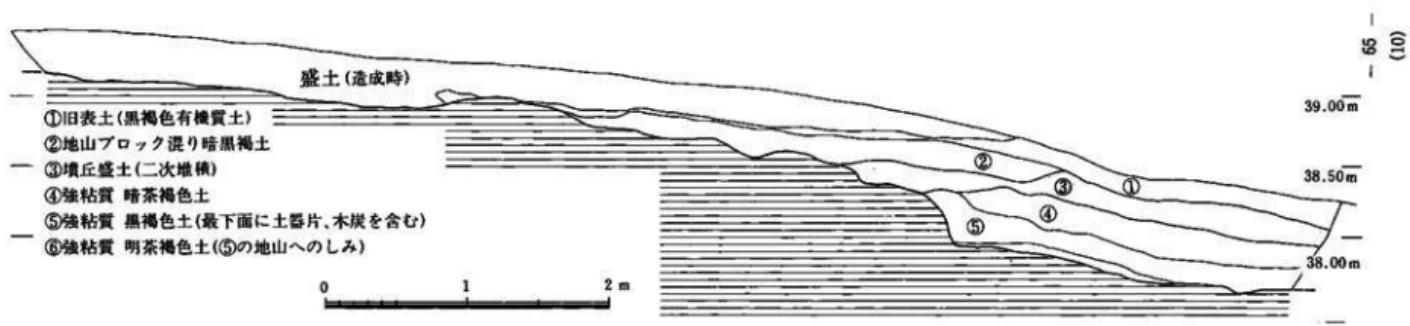
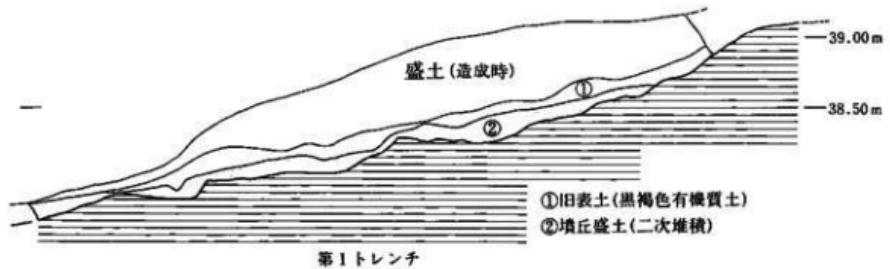
円部北側の墳丘裾は明確であるが、北東側の急斜面では地形的制約から明瞭ではなく、また、レベルの差が大きいため段違いになる。そのため北側墳丘裾の基底面はテラス状に見える。

西側隣接地の調査(第4図、第6図)

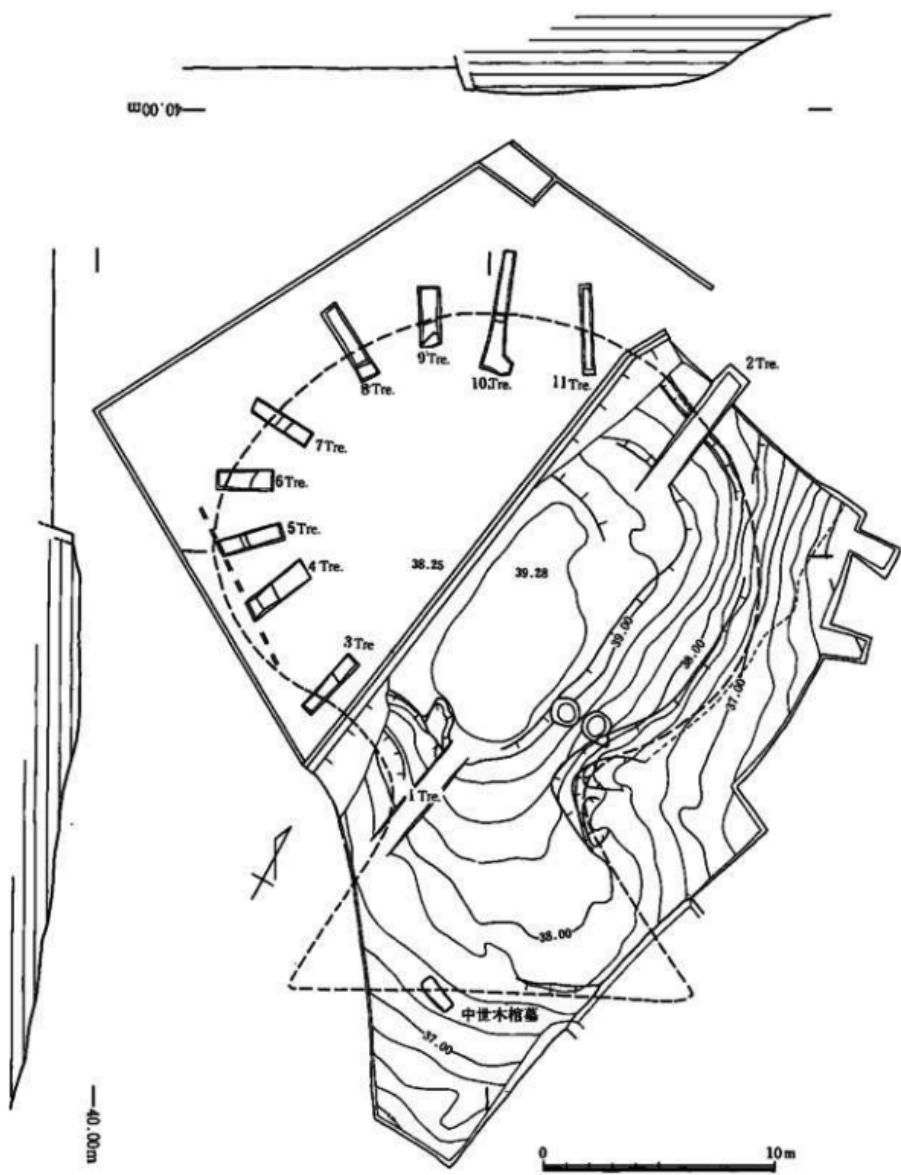
これらの墳丘の調査によって、調査対象区の西に隣接する宅地の調査も必要と思われた。後円部の半分がさらに1mも低く削られているところであるが、墳丘裾の遺存する可能性があったからである。当面建築工事等の予定はなかったが、土地所有者の好意により、トレンチ調査を許可していただいた。

後円部中心から方射状に9本のトレンチを設定し、それぞれ3~11トレンチと呼んだ。これらのトレンチの中で3・6・7・9の各トレンチで辛うじて墳丘裾を確認することができた。いずれも北側裾部ほど明確ではないが、地山の斜面から基底面への変換点が見られ、そのうえに墳丘盛り土の二次堆積と思われる層がかぶっているものである。これらのトレンチで確認で

図5 土層図(1)



第2トレンチ



第4図 トレンチと墳丘復元図

mもあり、墳頂部を除いてほぼ手付かずの状態であることがわかった。墳丘現状の写真撮影および測量の後、試掘調査のトレンチを再度精査し土層図の作成を行なった。

土層堆積状況(PL. 4、第4図、第5図)

墳丘南側を1トレンチ、北側を2トレンチと呼ぶ。1トレンチでは、最上部に50cm前後の厚さで造成時の盛土があり、赤色顔料を含んだ粘土ブロックの中には、銅鏡の破片が含まれていた。古墳主体部の粘土であることから、中心部はほぼ壊滅状態であることがうかがえた。その下に黒色腐食土の旧表土があり、寛永通宝、ガラス片、近代陶磁器片が含まれていた。基盤は紫色または乳白色を呈する未結のシルト岩あるいは頁岩の互層である。基盤と旧表土との間に、墳丘盛り土と思われる黄土色の軟らかい粘質土がみられるが、プライマリーな状態ではなく二次的な流れ込みによるものであろう。

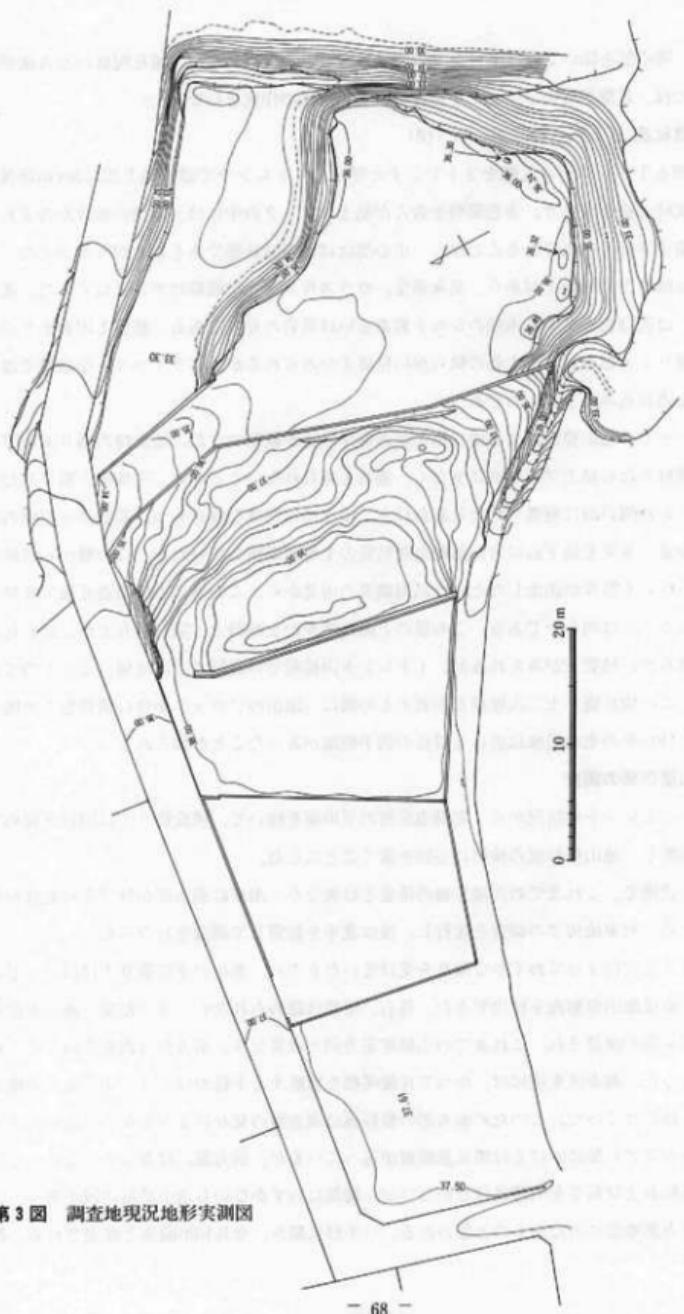
2トレンチでは地山整形による墳丘裾と基底部平坦面が観察できた。造成時の盛り土は厚いが、赤色顔料を含む粘土ブロックは少なく、遺物も見られないことから、主体部を削平した土はほとんどが西側斜面に廃棄されたと思われる。墳丘裾は明確な段をもつ。基底部平坦面の直上には、少量の木炭を最下面に含む黒褐色強粘質の土層が堆積していたが、この層から供獻土器かと思われる土器片が出土したという試掘調査の所見から、この層は古墳築造直後に堆積したものであることは明らかである。この層の上面に緩やかな傾斜で、墳丘盛り土かと思われる黄土色の軟らかい粘質土がみられるが、1トレンチ同様新しい時期の二次堆積によるものである。また、この墳丘盛り土二次堆積と旧表土との間に、地山のブロックを含む黒褐色土が挟まれており、1978年の宅地造成以前にも墳丘の削平整地があったことが知られる。

墳丘地山整形面の調査

この二つのトレンチの状況から、北側墳丘裾の平坦面を除いて、墳丘盛り土は旧状を留めていないと判断し、地山整形面の検出に主眼を置くことにした。

伐採時の段階で、これまでの古墳主軸の推定とは異なり、南東に前方部が伸びる可能性が考えられたため、対象地南半の調査を先行し、後に北半を拡張して調査を行なった。

一部近代ゴミ穴によってわずかな擾乱を受けていたものの、表土の下に盛り土はほとんど認められず、直接地山整形面を検出できた。葺石、埴輪は認められない。その結果、地山を削り出したクビレ部が確認され、これまでの主軸推定方向とは異なり、前方部は南東に向くことが明らかとなった。調査区東境には、かつて丘陵尾根を横断する小径がはしり、切り通しの廃土が前方部に盛られていた。このため前方部の整形面は調査前の見かけよりもかなり低い。さらに後円部からクビレ部にかけては墳丘基底面が巡っているが、前方部には及んでいない。このため前方部幅および長さを明確にはしがたいが、端部にわずかながら地山整形の段があり、この付近が前方部端部に当たるものと思われる。バチ形に開き、全長10m前後と推定される。後



第3図 調査地現況地形実測図

なった。墳丘の遺存状況と基底面の構造を確認するため、推定前方部主軸線上にAトレンチ、推定くびれ部北側にBトレンチ、同南側にCトレンチの3本のトレンチを設定した。この結果、前方部墳丘は全く検出されず、完全に造成工事によって削平されてしまったものと考えられた。また、その基底面および地山整形面は調査区域外まで広がるものと予想された。

3 第2次調査の概要

1) 調査に至る経緯(PL. 2-2、第3図)

1986年2月3日、福岡市教育委員会に福岡市東区名島4丁目40番地(地番970-1)内における埋蔵文化財事前調査願いが、土地所有者である平野邦長氏より提出された。個人住宅建設にともなうものである。当地は名島古墳の後円部にあたることから、福岡市教育委員会では現地の踏査を行なった。墳頂部は削平を受け平坦面となっているが、斜面部分では墳丘の旧状が一部遺存していることを確認し、同3月13日に同地の試掘調査を行なった。試掘トレンチは、墳丘旧状を留めていると思われる南北の斜面に、推定古墳主軸に直交する形で設けた。その結果、地山上に一部墳丘盛土が確認され、特に北側では墳丘裾と地山整形の基底面が確認された。このことから、名島古墳の墳丘を多少なりとも残すのは本地点のみであり、1986年度の国庫補助により緊急調査を行なうこととした。また対象地に南接する名島4丁目969-1他4筆でも共同住宅の建設計画があり、既に大規模な造成工事によって地形の変更が行なわれてはいるものの、あわせて地形測量を行なうこととした。二次調査に係るデータは以下のとおりである。

調査組織 調査主体 福岡市教育委員会文化部埋蔵文化財課

調査総括 埋蔵文化財課長 柳田純孝、第二係長 飛高憲雄(現第一係長)

庶務担当 第一係長 折尾 学(現鶴見館担当副主幹)、松延好文

調査担当 試掘調査 杉山富雄(現埋蔵文化財センター)

二次調査 池崎謙二(現博物館学芸課主査)

調査協力 小林行雄 渡辺正氣 福岡県文化課 九州歴史資料館

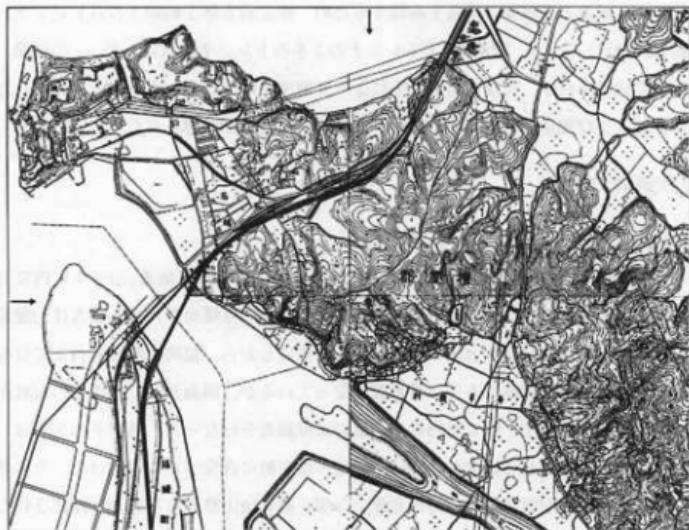
九州大学考古学研究室

2) 発掘調査の概要

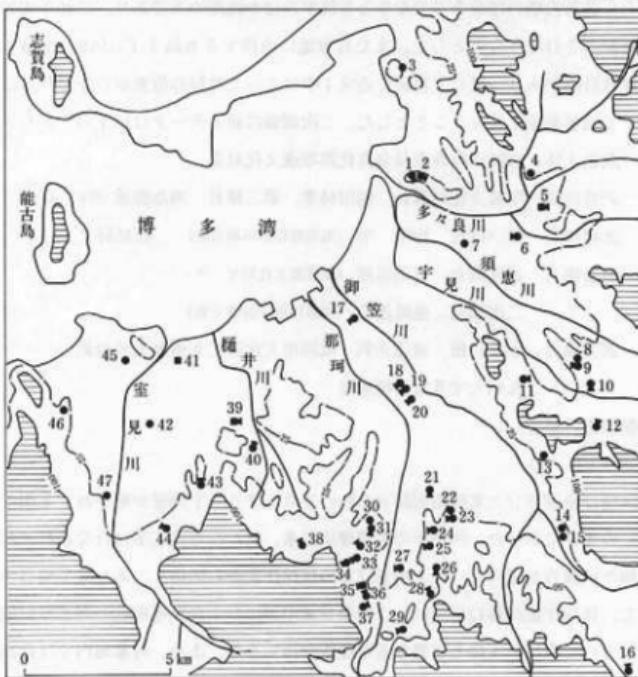
墳丘の現状(PL. 3)

調査対象区域は南側部分と北側市道部分を除いてコンクリート擁壁が築かれ、北側では道路による切通しのままであった。1978年の古墳確認以来、新たな造成工事は行なわれておらず、一面雜木と細かい篠竹が覆っていた。調査はこの伐採作業から開始し、あわせて周辺の地形測量を行なった。伐採作業が進むにつれ、この墳丘東南部にわずかな尾根状の高まりが観察され、従来想定されていた古墳の主軸とは異なる可能性が出てきた。また、対象地内では比高差が3

第1図 名島古墳の位置と地形 (二万分の一)



第2図 稲屋・福岡・早良平野の古墳



2 発掘調査の記録

1 遺跡の立地と歴史的環境 (PL. 2-1、第1図・第2図)

名島古墳は、福岡市東区名島4丁目に所在する。旧柏屋郡に属す。犬鳴山、鉢立山、三郡山などに源を発する久原川、篠栗川、須恵川、宇美川は、中流域に柏屋平野（表柏屋）を形成し、多々良川として河口付近で合流する。この多々良川合流地点右岸の標高39mの丘陵最高位に古墳は位置する。この丘陵は、玄界灘に面した平野域（裏柏屋）と柏屋平野とを区画する城ノ越山、立花山、遠見山などの小山から派生する丘陵の西南端部に位置し、侵食が激しく八つ手状の痩せ尾根が四方にひろがっている。基盤は古第三紀層からなり、地表面にはやや粘土化した未結の風化シルト岩、頁岩が露出している。

この柏屋平野一帯は、福岡平野にとっても重要な位置にある。「魏志倭人伝」にいう「奴国」、「日本書紀」の「讃岐」は那珂川流域に開けた福岡平野に当たられるが、この地方は古代北部九州の、政治、文化、生産の重要なセンターの一つであった。福岡平野の大陸、半島への指向性はしばしば強調されてきたが、一方、東方の畿内・瀬戸内や周防灘沿岸との交流もきわめて大きな意味をもつ。柏屋平野はその重要な経路地であり、常に福岡平野の門戸的な性格を持っていたといえる。

2 第1次調査の概要

調査組織 調査主体 福岡市教育委員会文化部文化課

庶務担当 埋蔵文化財係長 三宅安吉（現少年科学文化会館館長）

古藤国生（現民生局福祉部保護課）

調査担当 塩屋勝利（現歴史資料館文化財主事）

1978年の古墳発見当時、墳丘の削平は進んでおり、前方部と推定された部分はほぼ同一レベルに整地されていた。この推定前方部で住宅建設計画があったので、1979年度の国庫補助事業として緊急発掘調査を行なった。調査の目的は推定前方部の遺存状況の確認と地形測量である。周辺の雑草伐採作業から開始し、地形測量を並行して行なった。確認調査はトレンチ掘りで行

第2図 柏屋・福岡・早良平野の古墳

1	名島古墳	2	名島2号墳	3	御住ヶ丘古墳	4	天神曲古墳	5	都木1号墳
6	戸脇大塚古墳	7	熊野神社古墳	8	七夕池古墳	9	光正寺古墳	10	浦尻3号墳
11	笠置2号墳	12	鶴丸3号墳	13	御陵古墳	14	都原古墳	15	成郷形古墳
16	鳳口古墳	17	博多1号墳	18	剣塚北古墳	19	東光寺剣塚古墳	20	那珂八幡古墳
21	須恵御陵古墳	22	赤井平古墳	23	竹ヶ本大塚古墳	24	下白水大塚古墳	25	日坪原古墳
26	天神山古墳	27	貝徳寺古墳	28	中原I-1号墳	29	安德大塚古墳	30	卯内尺古墳
31	老司古墳	32	浦田4号墳	33	小丸1号墳	34	小丸2号墳	35	妙法寺2号墳
36	妙法寺1号墳	37	大万寺古墳	38	柏原A-1号墳	39	京ノ原古墳	40	神松寺御陵古墳
41	藤崎6号方形周溝墓	42	有田1号墳	43	梅林古墳	44	灰塚古墳	45	五島古墳
46	宮の前古墳	47	鶴原古墳						

まえがき

福岡市東区名島四丁目にある名島古墳は、1971年に福岡市教育委員会が発行した「福岡市埋蔵文化財遺跡地名表（総集編）」には記載されていない。宅地造成による古墳壊滅のあと、1978年に三角縁神獣鏡破片が採集されてはじめて知られたのである。

この発見によって福岡市教育委員会は「名島古墳（略号NZK）」の名称を与えた。墳丘の全容はわからなくなっていたが、古い地形図等を参考に、北西—南東方向主軸の全長約70mの前方後円墳で、後円部の一部だけが残っていると推定した（これは第2次調査の結果誤りであった）。その後、1979年（第1次調査）と1986年（第2次調査）に発掘調査を実施した。

このたび最初に採集された鏡破片が発見者から福岡市立歴史資料館に寄贈されることになった。この機会に本古墳の発掘調査と出土遺物について報告する。
（池崎・後藤）

1 発見の経緯

1978年10月12日、吉岡章氏（電気工事会社社員）は名島小学校付近の作業現場で仕事のおり、昼休みに近くの丘陵に上った。ここはすでに宅地に造成されていた。吉岡氏は土留めのブロックで画された最も高いところの土が赤くなっているのに気付き、そこに青銅器の破片を認め、手で掘ったところ鏡の破片がみつかった。

吉岡氏は同好の高橋慎治氏に連絡し、採集した鏡破片を両氏が参加していた「懶津歴史研究会」（考古学の研究会）のリーダー曾根田の自宅に持参した。曾根田はこれが福岡市東区天神森古墳出土の三角縁神獣鏡（福岡市立歴史資料館所蔵）と同じ種類の鏡であることを見てとり、福岡市立歴史資料館に連絡した。

さらに曾根田と吉岡氏、高橋氏および研究会の中原強一氏らは10月15日以降12月までの日曜日ごとに現地で鏡破片の採集にあたった。とくに11月19日には鏡の破片を発見し、11月26日には鉄劍とみられる破片を発見した。さらに12月には木炭が朱を含む土とともに見つかった。これらの採集資料はすべて福岡市立歴史資料館に寄託された。

いっぽう福岡市立歴史資料館文化財主事の後藤は文化課埋蔵文化財係長の柳田純孝に連絡し、共に現地を訪ね鏡片と朱まじりの土・粘土若干を採集するとともに、土地所有者を調べるなど、住宅建設前の調査にそなえた。また12月には東京国立博物館の西田守男氏のもとに鏡を持参し同範鏡等についてご教示いただき、名古屋市博物館では所蔵の同範鏡と比較調査をした。

考古学に興心の深い吉岡氏がここに足を運ばなければ、鏡そして古墳の発見もなかつたであろう。学術上重要な発見の端緒を作った吉岡氏に深く感謝する次第である。（曾根田・後藤）

	目 次	
まえがき	3	
1 発見の経緯	3	
2 発掘調査の記録	4	
1 造跡の立地と歴史的環境	4	
2 第1次調査の概要	4	
3 第2次調査の概要	6	
1) 調査にいたる経過	6	
2) 発掘調査の概要	6	
3 出土遺物	14	
	1 土器	14
	2 三角縁神獣鏡	15
	3 鉄器	17
	4 赤色顔料	17
	4 総括	19
	1 出出土器の編年的位置	19
	2 墳丘の復元	20
	3まとめ	21
	文献	24

挿 図 目 次

第1図 名島古墳の位置と地形	5	第8図 中世木棺墓実測図	13
第2図 牡屋・福岡・早良平野の古墳	5	第9図 出土器実測図	15
第3図 調査地現況地形実測図	7	第10図 三角縁神獣鏡断面図	16
第4図 トレンチと墳丘復元図	9	第11図 同範鏡拓本・断面図 (奈良県光伝寺後方古墳出土、 名古屋市博物館所蔵)	16
第5図 土層図(1)	10	第12図 鉄器実測図	17
第6図 土層図(2)	11		
第7図 後円部北側基底面土器出土状況	12		

写真図版目次

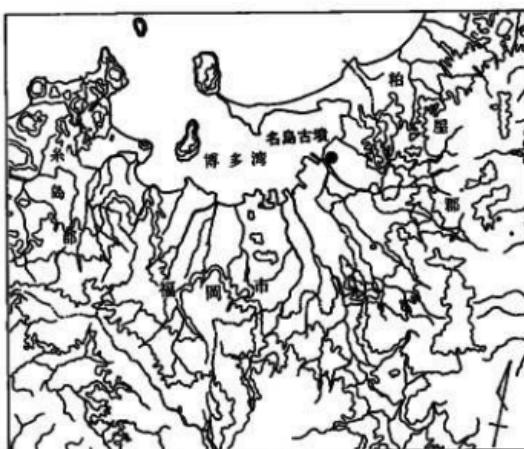
P L. 1 名島古墳全景	P L. 5 墳丘全景
P L. 2 名島古墳遠景と現地踏査時の状況	P L. 6 土器出土状況と中世木棺墓
P L. 3 伐採後の墳丘状況	P L. 7 三角縁神獣鏡と同範鏡
P L. 4 各トレンチの土層堆積状況等	P L. 8 土器、鉄器、寛永通宝

例 言

- *これは名島古墳の2次にわたる発掘調査と出土遺物にかんする報告である。
- *報告は埋蔵文化財課刊行報告書シリーズの一書とすべきだが、古墳発見の端緒となり、福岡市立歴史資料館に寄託されていた三角縁神獣鏡が1989年末に発見者から同館に寄贈されたので、これを顕彰するために『福岡市立歴史資料館研究報告』に掲載することとした。
- *本報告は池崎謙二（第2次調査担当、現在福岡市博物館学芸課）を中心に、柳沢一男（福岡市教育委員会埋蔵文化財課）、後藤直（福岡市埋蔵文化財センター）、本田光子（同前）、成瀬正和（宮内庁正倉院事務所）、曾根田謙（角丸産業株式会社）が加わって作成した。分担は、発掘調査の記録が池崎、土器と総括が柳沢、発見の経緯が曾根田、後藤、鏡と鉄器が後藤、赤色顔料が本田・成瀬である。図・写真は各担当者が作成・撮影した。同範鏡の拓本・実測図・写真は名古屋市博物館から提供を受け、同館学芸員樋山勝氏をわざらわせた。
- *本報告の編集は池崎謙二が担当した。

遺跡地	名島古墳	遺跡略号	N Z K	調査番号	7954
調査地	福岡市東区名島四丁目971-1番地				
調査期間	1986年3月11日～3月31日	調査対象面積	320m ²		
遺跡地	名島古墳	遺跡略号	N Z K	調査番号	8647
調査地	福岡市東区名島四丁目40番地(970-1)				
調査期間	1986年11月7日～12月16日	調査対象面積	611m ²		

名島古墳調査報告



1990

執筆者

高田茂廣	福岡市立歴史資料館嘱託
塩屋勝利	福岡市立歴史資料館文化財主事
本田光子	福岡市埋蔵文化財センター
井上充	セイコー電子工業㈱
坂田浩	セイコー電子工業㈱
池崎譲二	福岡市博物館学芸課主査
後藤直	福岡市埋蔵文化財センター所長
柳沢一男	福岡市埋蔵文化財課第二係長
成瀬正和	宮内庁正倉院事務所
曾根田謙	角丸産業株式会社

福岡市立歴史資料館研究報告 第14集

1990年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館

福岡市中央区天神1丁目15番30号

印 刷 久野印刷株式会社

福岡市中央区天神5丁目5番8号

